

# 遠賀川国有林の地域別の森林計画書

(遠賀川森林計画区)

計画期間

自 令和4年4月1日

至 令和14年3月31日

九州森林管理局



## 目 次

I	計画の大綱	
1	森林計画区の概況	3
(1)	自然的背景	3
(2)	社会経済的背景	4
(3)	森林・林業の動向	4
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	5
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	5
II	計画事項	
第1	計画の対象とする森林の区域	9
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	10
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	10
(1)	森林の整備及び保全の目標	10
(2)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	13
2	その他必要な事項	13
第3	森林の整備に関する事項	13
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	13
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	13
(2)	立木の標準伐期齢	16
(3)	その他必要な事項	16
2	造林に関する事項	16
(1)	人工造林に関する事項	16
(2)	天然更新に関する事項	17
(3)	その他必要な事項	17
3	間伐及び保育に関する事項	17
(1)	間伐の標準的な方法	17
(2)	保育の標準的な方法	18
(3)	その他必要な事項	21
4	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	21
(1)	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	21
(2)	その他必要な事項	22
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	22
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	22
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの 基本的な考え方	22
(3)	林産物の搬出方法等	23
(4)	その他必要な事項	23

6	森林施業の合理化に関する事項	23
(1)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	23
(2)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	23
(3)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	24
(4)	その他必要な事項	24
第4	森林の保全に関する事項	25
1	森林の土地の保全に関する事項	25
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	25
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	26
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	26
(4)	その他必要な事項	26
2	保安施設に関する事項	26
(1)	保安林の整備に関する方針	26
(2)	保安施設地区の指定に関する方針	26
(3)	治山事業の実施に関する方針	26
(4)	その他必要な事項	27
3	鳥獣害の防止に関する事項	27
(1)	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	27
(2)	その他必要な事項	27
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	27
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	27
(2)	鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	27
(3)	林野火災の予防の方針	28
(4)	その他必要な事項	28
第5	計画量等	28
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	28
2	間伐面積	28
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	28
4	林道の開設及び拡張に関する計画	29
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	31
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	31
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	32
(3)	実施すべき治山事業の数量	32
第6	その他必要な事項	35
1	保安林その他制限林の施業方法	35
2	その他必要な事項	39

別表 1	公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	4 0
1	水源の涵養 <sup>かん</sup> の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4 0
2	土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4 1
①	土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4 1
②	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4 2
③	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4 2
別表 2	鳥獣害防止森林区域	4 3
別記 1	保安林の森林施業	4 4
別記 2	自然公園等の森林施業	4 5

[附属参考資料]

1	森林計画区の概要	
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	4 8
(2)	地況	4 9
(3)	土地利用の現況	5 1
(4)	産業別生産額	5 2
(5)	産業別就業者数	5 3
2	森林の現況	
(1)	齢級別森林資源表	5 4
(2)	制限林普通林別森林資源表	5 9
(3)	市町村別森林資源表	6 0
(4)	制限林の種類別面積	6 4
(5)	樹種別材積表	6 8
(6)	荒廃地等の面積	6 9
(7)	森林の被害	6 9
(8)	防火線等の整備状況	6 9
3	林業の動向	
(1)	森林組合及び生産森林組合の現状	7 0
(2)	林業事業者等の現況	7 2
(3)	林業労働力の概況	7 3
(4)	林業機械化の概況	7 4
(5)	作業路網等の整備の概況	7 5
4	前期計画の実行状況	
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	7 5
(2)	間伐面積	7 5
(3)	人工造林及び天然更新別面積	7 6

(4) 林道の開設及び拡張の数量 .....	7 6
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画 .....	7 6
ア 保安林の種類別面積 .....	7 6
イ 保安施設地区の面積 .....	7 6
ウ 治山事業の数量 .....	7 6
5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	
(1) 森林より森林以外への異動 .....	7 7
(2) 森林以外より森林への異動 .....	7 7
6 森林資源の推移	
(1) 分期別伐採立木材積等 .....	7 7
(2) 分期別期首資源表 .....	7 8
7 その他	
(1) 持続的伐採可能量 .....	7 9
8 主伐時における伐採・搬出指針の制定 .....	7 9

# 遠賀川森林計画の位置図



# I 計画の大綱



## I 計画の大綱

この国有林の地域別の森林計画は、森林法第7条の2規程に基づき、全国森林計画に即して、遠賀川森林計画区に係る国有林について、令和4年度から令和13年度までの10年間について樹立するものである。

### 1 森林計画区の概況

#### (1) 自然的背景

##### ア 計画区の位置及び面積

本計画区は、福岡県の北東部に位置し、北九州市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、嘉麻市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡、築上郡の9市6郡（18町1村）からなり、面積215,504haの地域で、福岡県総面積498,651haの約43%を占めている。

本計画の対象とする国有林は、7市6郡（11町村）に所在し、福智山団地、三郡山団地、英彦山団地とこれらの中に介在する小団地で形成されており、その面積は12,329haとなっている。

##### イ 地勢

本計画区の主要な山系としては福智山地、英彦山・犬ヶ岳山地、古処・馬見山地、三郡山地等からなる。

河川は、上記山系を源とする遠賀川が、本計画区の中央部を南北に流れ遠賀平野を形成し響灘へ注いでいる。また、南東部には山国川、今川が周防灘へ注いでいる。

これらの河川は、流域内の犬鳴ダム、力丸ダムなどとともに流域の生活・農業・工業用水として多目的に利用されている。

##### ウ 地質及び土壌

本計画区の地質は、福智山地から平尾台にかけて石灰岩が分布しており、三郡山地は閃雲花崗岩類、古処・馬見山地及び英彦山・犬ヶ岳山地の火山岩山地は花崗閃緑岩類と田川変成岩からなっている。また、遠賀平野の低山地は砂岩、頁岩及び礫岩等からなっている。

土壌は大部分が褐色森林土であるが、海岸部分から台地、奥地へと次第に湿性褐色森林土に移行している。また、筑豊盆地は石炭を含む第三紀層と平野部の沖積層からなっており、平尾台等の石灰岩地帯では乾性暗赤色土が分布している。

##### エ 気候

本計画区の気候は、3つの気候区に分けることができる。北部は日本海型気候区に属し、冬の寒気が厳しいのに対し、周防灘に面する東部は瀬戸内海型気候区に属し、温暖寡雨で寒暖の差が小さい。また、中央部の筑豊盆地は西九州内陸型気候区に属し、内陸特有の気温格差の大きい気候となっている。

年平均気温は16℃程度である。年間降水量は、英彦山で2,742mm、八幡で1,722mmとなっている。

## (2) 社会経済的背景

### ア 土地利用の現況

本計画区の森林面積は 106,328ha で計画区総面積の 49%にあたる。

また、本計画の対象とする国有林面積は 12,329ha で森林面積の 12%を占めている。

### イ 人口

本計画区の人口は、平成 27 年の国勢調査によると 1,653 千人で福岡県人口 5,139 千人の 32%を占めている。人口密度は、767 人/km<sup>2</sup> で、人口の集中度が高い地域である。

### ウ 交通

交通面については、J R 山陽新幹線、鹿児島本線、日豊本線、九州縦貫自動車道、東九州自動車道等が九州における幹線交通網の起点となっており、これら幹線を軸として、J R 線、国道 3 号・10 号、その他主要地方道とも良く発達しており交通の至便な地域である。この他、北九州空港や北九州港が整備され、人員の輸送や物資の流通に重要な役割を果たしている。

### エ その他産業の概要

本計画区は、鉄鋼や石炭を主軸に、わが国有数の工業地帯として発展してきた北九州地域、旧産炭地の筑豊地域、これに地理的に密接であり経済的影響を受けてきた京築地域に分かれ、相互に深い関連を保ちながら各々の役割を果たしてきた。

近年産業構造の転換が進む中で、基礎素材供給型産業から自動車産業や I C 産業等機械系製造業を中心とした加工組立型産業へと大きく変化を遂げている。

農業は各地域とも水稻が中心であるが、福岡・北九州都市圏への安定供給を目ざして、野菜、花き及び果樹等の産地化が図られている。

水産業は、響灘と周防灘沿岸において沿岸漁業が営まれ、栽培漁業や資源管理型漁業への取組みを進めている。

観光面では、余暇時間の増大、価値観の多様化、交通体系の高速化などの情勢変化に対応した観光施設やすぐれた自然の景観地を利用した森林空間利用施設などが整備されている。

## (3) 森林・林業の動向

### 国有林の概況

本計画区の国有林は、福岡森林管理署で管理経営されている。

本計画区の対象とする国有林面積は、12,329ha で九州森林管理局管内国有林総面積の 2%を占めている。

蓄積は、3,437 千 m<sup>3</sup> で九州森林管理局管内国有林総蓄積の 2%を占めている。

人工林面積は 6,993ha で人工林率 59%となっている。

森林の種類は、普通林が 818ha で 7%を占め、制限林が 11,506ha で 93%となっている。

制限林の 99%が保安林であるが、その内水源かん養保安林が 92%を占めている。

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5ヵ年(平成29年度～令和3年度)の実行結果の概要については、次のとおりである。(令和3年度は実行予定を計上している。)

伐採立木材積については、公売等の不調により計画量を下回る結果となった。間伐については、入札不調及び林道が自然災害を受けたことにより一部実行を見合わせたこと等から計画量を下回る結果となった。

造林面積については、主伐箇所の減少により、計画量を大きく下回る結果となった。

林道等の開設又は拡張に関しては、より優先度の高いものから実行した。

治山事業も、緊急性の高い保全対象を優先し実行した。

項 目	計 画	実 行
伐採立木材積	261,000m <sup>3</sup>	86,882m <sup>3</sup> (33)
主伐	45,000m <sup>3</sup>	20,279m <sup>3</sup> (45)
間伐(材積)	216,000m <sup>3</sup>	65,058m <sup>3</sup> (30)
間伐(面積)	1,840ha	565ha (31)
造林面積	216ha	36ha (17)
人工造林	176ha	36ha (20)
天然更新	40ha	-ha (-)
林道等の開設又は拡張	開設： 9.0km 拡張： 18箇所	開設： 0.5km (6) 拡張： -箇所 (-)
林道	開設： -km 拡張： 6箇所	開設： -km (-) 拡張： -箇所 (-)
林業専用道	開設： -km 拡張： -箇所	開設： -km (-) 拡張： -箇所 (-)
その他	開設： 9.0km 拡張： 12箇所	開設： 0.5km (6) 拡張： -箇所 (-)
保安林の指定解除	指定： -ha 解除： -ha	指定： -ha 解除： -ha (-)
治山事業		
保安林の整備	305ha	94ha (31)
保全施設	23箇所	5箇所 (22)

注1 ( )内数値は計画量に対する実行量の割合(%)である。

注2 間伐の実行では別途マツクイムシ被害木処理(1,545m<sup>3</sup>、2,887ha)を実施している。

## 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施やリモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図る。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、森林施業の合理化、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣害による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。



## II 計画事項



## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 計		12,328.86	
市	北 九 州 市	2,876.80	
	直 方 市	782.65	
	飯 塚 市	1,986.55	
町	田 川 市	7.61	
	豊 前 市	993.19	
	宮 若 市	1,202.94	
	嘉 麻 市	710.34	
	芦 屋 町	11.78	
	岡 垣 町	685.96	
村	遠 賀 町	119.41	
	鞍 手 町	140.32	
	桂 川 町	16.76	
	香 春 町	76.00	
	添 田 町	866.09	
	福 智 町	463.55	
	み や こ 町	506.48	
	上 毛 町	305.41	
	築 上 町	577.02	
	別 内 訳		

注1 国有林の地域別の森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

2 森林計画図は、九州森林管理局及び福岡森林管理署において縦覧に供する。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の目標並びに基本方針を以下に定める。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林</p>	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林</p>	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	<p>国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。</p>
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
生物多様性保全機能	<p>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林</p>	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

注1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持する森林資源の状態等は以下のとおり。

単位 面積：ha

区分		現況 (令和3年3月31日)	計画期末 (令和14年3月31日)
面積	育成単層林 〔 育成単層林とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。〕	6,887	6,822
	育成複層林 〔 育成複層林とは、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。〕	392	495
	天然生林 〔 天然生林とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。〕	5,050	5,012
森林蓄積 (m <sup>3</sup> /ha)		289	299

注1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

2 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

3 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

4 「天然生林」には、無立木地、竹林を含む。

## 2 その他必要な事項

特になし

## 第3 森林の整備に関する事項

### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

#### (1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

伐採については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえて行うこととし、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準による。

ア 育成単層林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件等、林業技術体系等からみて、人工造林又は天然下種第1類及びぼう芽更新等により林地生産力の向上が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

(ア) 主伐に当たっては、自然条件等及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散に配慮する。

また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

(イ) 主伐の時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域における既往の施業体系、樹種特性を踏まえ、多様化、長期化を図る。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実や散布状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。

イ 育成複層林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件等、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

(ア) 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件等を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行う。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮する。

(イ) 択伐による場合は、林地生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間による。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、上記ア(ウ)による。

ウ 天然生林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件等、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

(ア) 主伐については、上記ア(ア)による。

(イ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。

エ 保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第

10 条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法による。

#### オ 主伐の時期

皆伐を行う人工林の主伐の時期は、次のとおり。

樹 種	期待径級	仕立方法	主伐時期 の目安
スギ	18～20cm	中仕立	50年
	36cm～	中仕立	70年
ヒノキ	18～20cm	中仕立	55年
	26cm～	中仕立	80年

注 期待径級は、胸高直径とした。

#### カ 伐採に関する留意事項

##### (ア) 皆伐を行う森林

1 箇所当たりの伐採面積の限度は、おおむね5 ha 以下（法令等による伐採面積の上限が5 ha 未満の場合にあっては当該制限の範囲内）とする。ただし、分収林の伐採面積については、契約面積を上限とする。

なお、伐採箇所は努めて分散を図るとともに、適切に保護樹帯等を設置することにより、新生林分の保護、土砂の流出の防備、自然景観の維持等を図る。

また、新植を予定する林分に、利用径級に達しない有用樹の小径木であって、形質の優れているものが生育している場合は、努めて保残する。

##### (イ) 天然更新を行う森林

天然更新を行う森林は、アカマツ、ケヤキ、ミズメ等の有用天然木を主とする森林であって、天然下種による更新が確実な林分及びシイ類、カシ類、クヌギ、コナラ等の森林であって、ぼう芽による更新が確実な林分とする。

1 箇所当たりの伐採面積は、皆伐を行う森林に準ずるが、特に確実な更新を確保するため、伐採区域の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、将来旺盛な成長が期待できる中小径木については、努めて保残し育成する。

伐採を行うに当たっては、天然稚樹の発生状況、種子の結実状況等を勘案し適正な時期を選定する。

##### (ウ) 択伐を行う森林

択伐林分については、健全な林分を維持造成するため、林況に応じた択伐を行い、保護樹帯については、広葉樹を主体とする林分を期待し、新生林分の保護、風致の維持等の保護樹帯の効果を十分発揮できる森林の維持造成に努め、伐採は保護樹帯の防風効果の維持向上を図るため、健全な立木の育成等を目的とした単木択伐を行う。

国土保全上重要な箇所については、被害木の除去等により森林の各種被害の防止と活性化に資するため、原則として単木択伐を行う。

水資源の確保、風致景観の維持上重要な箇所については、公益的機能の確保と資源の有効利用を図るため、群状択伐又は単木択伐を行う。

(2) 立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢を次のとおりとする。

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他針	広葉樹	クスギ
遠 賀 川	40 年	45 年	35 年	40 年	35 年	10 年

(3) その他必要な事項

該当なし

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件等を的確に掌握した上で、適地適木を原則とし、既往の造林実績及び林産物の需要動向を勘案して最も適合した樹種を選定し、原則としてスギ、ヒノキとする。

イ 人工造林の標準的な方法

植栽本数は、下表の本数を目安として地位・地利等の立地条件及び植栽品種の特性等を総合的に勘案して決定する。

また、人工造林を行うに当たっては、造林対象地の植生、地形、土壌等の現地の実態により、枝条存置、枝条筋置等の地拵を行った上で植栽するとともに、造林の低コスト化に向けたコンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。

単位：本/ha

区 分	樹 種	
	ス ギ	ヒ ノ キ
育成単層林	1,500～2,000	1,500～2,000
育成複層林	1,000～2,000	1,000～2,000

注 保安林については、指定施業要件を満たすこと。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、公益的機能の維持や早期回復を図るため、原則として2年以内に更新させる。

## (2) 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

### ア 天然更新の対象樹種

原則として高木性の樹種を対象とする。

### イ 天然更新の標準的な方法

天然更新を導入する場合は、森林の確実な更新を図ることを旨として、下層植生、立地条件、前生樹等を勘案して、地表処理、刈り出し、植え込み及び芽かきを適切に行う。

また、更新が完了していないと判断される場合は、既往の天然有用樹種を勘案の上、最も適合した樹種を選定・植栽等により確実に更新を図る。

樹種ごとの留意事項を以下に示す。

樹種	留意事項
マツ類	原則として天然更新によることとし、マツ類の生態的適地で、かつ、マツ類が現存し植生状態等の立地条件から、天然更新による成林が可能な箇所を選定し、伐採後に刈払い、かき起こし、稚樹刈出し等必要な更新補助作業を行う。
ケヤキ、ミズメ	種子の結実及び林床条件等を考慮して、天然稚樹の発生、生育を促す地表かき起こし等の更新補助作業並びに稚樹が少ない場合には植込み等により更新を図る。
その他広葉樹	有用広葉樹を育成、確保するため地理的条件、土壌条件等から、広葉樹の適地を対象として、ぼう芽による更新を図るとともに刈払い、植込み等の更新補助作業による育成単層林施業及び育成複層林施業を推進する。

## (3) その他必要な事項

該当なし

## 3 間伐及び保育に関する事項

### (1) 間伐の標準的な方法

間伐は、樹冠がうっ閉し、立木間の競争が生じはじめた林分において、照度不足により下層植生の生育不良で表土の保全に支障が生ずることの無いように実施する。主に目的樹種の一部を伐採することにより、不適木の除去、林木の配置の調整、森林の健全化を図りつつ、間伐木の有効利用を図ることを目的とし、下表を目安として積極的に実施する。

樹種	主伐時の 期待径級	間伐時期（年）			間伐の方法
		初回	2回目	3回目	
スギ	18～20cm	20～25	30～35		間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るため、残存林分の樹冠疎密度、樹間距離、樹幹の形質を考えて行う。 なお、現地の実態に応じて変形列状間伐の促進を図る。
	36cm～	20～25	30～35	40～45	
ヒノキ	18～20cm	22～27	32～37		
	26cm～	22～27	32～37	42～47	

(2) 保育の標準的な方法

ア 人工林

育成単層林においては、目的樹木の生育を促進し、形質の向上を図り生産目的に合った健全な森林を確実に造成するため、画一的に行うことなく、目的樹木の生育状況、植生の繁茂状況等現地の実態に応じた保育標準表を目安に、効果的な作業方法、作業時期、回数等を十分検討のうえ適切に行う。

育成複層林においては、目的樹木の生育を促進し、形質の向上を図るため照度の確保を考慮する。

下刈り作業の低コスト化に向け、必要に応じて筋刈り等を行い、特定母樹等初期生長の良い優良苗、中苗(70～100cm)の導入に努める。

	育成単層林	育成複層林
下刈	目的樹木の成長に必要な陽光を与え、健全な生育を図るため目的樹木の生育状況、植生の繁茂状況及び気象等の立地条件を勘案して適切な方法を選択する。	植生の繁茂により樹下植栽木が被圧され又は、照度不足により生育に支障がある場合に行う。
つる切る	つるの種類及びその繁茂状況に応じて、目的樹木の生育に支障とならないよう適切に行う。 実施に当たっては、造林木の生育に最も影響を及ぼすクズの根絶を重点に置き、周囲の環境等に配慮した上で除草剤の効果的な使用を図るとともに、その生態的特性を考慮して個体数の少ない伐採前から繁殖力の小さい下刈り期にかけて重点的に行う。	
除伐	目的樹木の生育を阻害している雑かん木及び目的樹木のうち被害木等生育の見込みのない不良木を伐除して確実な成林を図るため行う。 実施に当たっては、目的樹木の生育状況を十分見極めるとともに、有用天然木の活用を図るなど現地の実態に応じて適切に行う。 なお、風害その他気象害の恐れがある場合には、実施時期や実施方法等を検討して適切に実施する。	天然木が侵入し、植栽木の生育を阻害する場合、必要に応じ行う。 なお、間伐までの間に本数調整を行う必要がある林分については除伐2類を行う。

	育成単層林	育成複層林
除伐2類	<p>スギ、ヒノキ造林地のうち現に過密となっているか、又は、間伐若しくは主伐までの間に本数調整を行わないと過密となることが予想される林分について、その健全性を維持するため、種内競争緩和を目的に主として目的樹木の伐採を行う。</p> <p>なお、「現に過密になっている林分」とは、Ry0.85程度以上をいう。</p> <p>また、「過密となることが予想される林分」とは、スギ Ry0.75、ヒノキ Ry0.70程度以上をいう。</p>	

保育標準表（スギ、ヒノキ普通伐期施業群、ケヤキ長伐期施業群、その他人工林施業群）

樹種	保育の種類	実施林齢														
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	~20
スギ ヒノキ	下刈	←—————→														
	つる切						←—————→									
	除伐									←—————→						
広葉樹	下刈	←—————→														
	つる切			←—————→												
	除伐											←—————→				
	台切		←—————→													

注1 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

2 広葉樹の台切は、イチイガシ（3～4年）クヌギ（3～6年）等とし、ぼう芽力が旺盛で二又木や不整形木等となる樹種については必要に応じて実施する。

保育標準表（スギ長伐期施業群、ヒノキ長伐期施業群）

樹種	保育の種類	実施林齢														
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	~20
スギ ヒノキ	下刈	←—————→														
	つる切						←—————→									
	除伐									←—————→						

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

保育標準表（しいたけ原木施業群）

樹種	保育の種類	実施林齢														
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	~20
クヌギ等	下刈	←—————→														
	つる切			←—————→												
	除伐								←—————→							
	台切		←—————→													

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

保育標準表（スギ・ヒノキ複層林施業群、その他複層林施業群）

樹種	保育の種類	実施林齢														
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	～20
スギ ヒノキ	下刈	←				→										
	つる切						←								→	
	除伐									←						→
広葉樹	下刈	←				→										
	つる切			←							→					
	除伐								←							→

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

イ 天然林

育成単層林及び育成複層林においては、有用天然木の生育と植生の繁茂状況等現地の状況を考慮のうえ適切に保育を行う。

育成単層林／育成複層林	
下刈	植込みを行った部分に導入する。 なお、天然下種第2類で更新を完了した箇所のうち、有用天然木が競合植生により被圧され、成立本数の減少や成長阻害の恐れがある箇所についても必要に応じて下刈を実施する。
つる切	つる類の繁茂が著しく、有用天然木の形質を阻害する恐れのある箇所とする。
除伐	除伐箇所は、有用天然木の混交割合が本数率で30%以上を占め、かつ、3mの通直木がha当たり4,000本以上成立している林分であって、有用天然木以外の上木等の影響を受け光不足のため生育が阻害される恐れのある箇所とする。

更新・保育標準表（育成単層林（天然林型）へ導くための施業）

作業種	林齢	伐採前2年	1年	伐採	伐採後1年	2年	更新完了1	2	3	4	5	6	7	15～20
		更新補助作業	ササ処理	↔										
	地かき		↔											
	刈出し				↔									
	植込み					↔								
	下刈						←							→
	つる切							←						→
	除伐													↔

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

なお、下刈は、植込み箇所を対象に実施する。

更新・保育標準表（育成複層林（天然林型）へ導くための施業）

林種	(伐)	(伐)	更新	2	3	4	5	6			10		15
作業種	1年	2年	完了										
地床処理	↔												
刈出し		↔											
植込み			↔										
下刈				←	→	→	→	→	→				
除伐													↔

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。  
 なお、下刈は植込み箇所を対象に実施する。(伐)は、伐採跡地で更新完了に至らないもの。

- (3) その他必要な事項  
 該当なし

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、別表1のとおり定める。

また、公益的機能別施業森林の区域設定及び施業の方法の考え方は以下のとおりとする。

区 域	区域設定の考え方	施業方法の考え方
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	水源涵養の高度発揮が求められている森林について、森林の維持及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りではない。	伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあつては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、自然条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	山地災害防止機能・土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地についてはこの限りではない。	それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。 なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、これを推進する。

区 域	区域設定の考え方	施業方法の考え方
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	生活環境保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の体制の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	保健文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。	

(2) その他必要な事項

該当なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

基幹路網の現状を以下に示す。

区 分	路 線 数	単 位 延 長 : km
		延 長
基幹路網	13	84
うち林業専用道	1	3

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための目安となる路網密度の水準及び作業システムの考え方は以下のとおり。

区 分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地（ 0° ～ 15° ）	車両系作業システム	100m/ha 以上	35m/ha 以上
中傾斜地（ 15° ～ 30° ）	車両系作業システム	75m/ha 以上	25m/ha 以上
	架線系作業システム	25m/ha 以上	
急傾斜地（ 30° ～ 35° ）	車両系作業システム	60m/ha 以上	15m/ha 以上
	架線系作業システム	15m/ha 以上	
急 峻 地（ 35° ～ ）	架線系作業システム	5m/ha 以上	5m/ha 以上

注1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(3) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえて行う。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法  
該当なし

(4) その他必要な事項

該当なし

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

今後、森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業における民間実行の徹底を図るうえで、林業事業体の経営基盤強化が重要となっているが、林業事業体の労働者は、年々減少傾向で推移し、高齢化も進行している。

このため、林業事業体の雇用の安定化、高性能林業機械の開発・導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林業施策の充実が重要であり、国有林野事業としても、民有林及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的発注、間伐木等の販売等を通じた経営の安定強化策、高性能林業機械の導入を含む機械化の促進のための措置、労働安全衛生対策等により地域の実態に即した林業事業体雇用の安定化が図られるよう事業発注時期の公表や技術習得情報の提供等に努める。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

素材生産については、生産性を高めるため、プロセッサ、フォワーダ等の高性能林業機械及び自走式搬機等の小型林業機械の導入推進のための措置が重要となっている。

このため、請負事業の実行に当たっては、搬出路網の拡充、必要な作業土場等の確保、ロットのまとまり、オペレーター養成等の環境整備に配慮し、高性能林業機械の導入促進に努め、生産コストの低減、生産性の向上、労働強度の軽減及び若年労働者の新規参入等の推進に努める。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

国有林材の安定供給システムによる販売等を通じて木材の計画的、安定的な供給や供給ロットの拡大に努め、木材の安定的取引関係の確立等による流通・加工コストの低減に寄与し、需要者ニーズに即した製品を供給しうる体制の確立に民有林と連携しながら取り組む。

(4) その他必要な事項

森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託することとなっていることから、国有林事業としても、事業委託に際してはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組むとともに、自ら森林経営を実施する市町村を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術者の普及や情報提供に取り組む。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	地区(林班)			
北九州市	3075～3082、 3089～3097、3109、 (若松4)	2,764.87	<p>林地の適切な管理並びに適切な施業の実施により林地の保全を図るほか、土石・樹根の採掘、開墾、その他土地の形質の変更に当たっては、十分留意する。</p> <p>なお、保安林については上記に留意するほか、各保安林の指定施業要件に基づいて行う。</p>	水源かん養保安林
直方市	3084～3088	775.59		水源かん養保安林
飯塚市	3001～3020、 3022～3027、3046	1,968.77		水源かん養保安林
田川市	(猪井金1)	0.70		水源かん養保安林
豊前市	1122～1134	987.32		水源かん養保安林
宮若市	3028～3045、3047、3048	1,181.55		水源かん養保安林
嘉麻市	3049～3052、 3055～3062、 (嘉穂3、4、6)	550.06		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林
岡垣町	3101、3102	123.96		水源かん養保安林
遠賀町	3099	64.85		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林
鞍手町	3098	107.05		土砂流出防備保安林
桂川町	(桂川1、2)	16.76		水源かん養保安林
香春町	3075、(勾金1～4)	76.00		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林
添田町	3063～3073	809.18		水源かん養保安林
福智町	3083、(方城4)	162.14		水源かん養保安林
みやこ町	1101～1105、1107、 1109～1111、1139	473.31		水源かん養保安林
上毛町	1135～1137、 (大平1～3)	304.17		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林
築上町	1112～1121	569.58	水源かん養保安林	
総数		10,935.86		

注 ( ) 書は、公有林野等官行造林地である。

- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法  
該当なし

- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調和を図る。なお、土地の形質の変更を行う場合は、下記に留意する。

ア 土石の切取・盛土等土地の形質の変更に当たっては、地形・地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施地区の選定を行う。

イ 土石の切取・盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設を設ける。

ウ その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて、土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずる。

- (4) その他必要な事項  
該当なし

## 2 保安施設に関する事項

- (1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保する。

- (2) 保安施設地区の指定に関する方針  
該当なし

- (3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進する。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果的な対策を講ずる。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種による緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

- (4) その他必要な事項  
該当なし

### 3 鳥獣害の防止に関する事項

- (1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

#### ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣による被害防止するための措置を実施すべき森林の区域を別表2のとおり定める。

#### イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣からの被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置又はわな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。)、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

保護林等においては、上記に準じた鳥獣害防止対策を推進する。

この際、地元行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携する。

- (2) その他必要な事項  
該当なし

### 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

- (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努める。

- (2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)

3(1)に定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対

象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3(1)イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、地域と連携した森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施する。

(4) その他必要な事項

該当なし

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千 $m^3$

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	604	423	181	128	90	38	476	333	143
うち前半5年分	289	203	87	62	44	19	227	159	68

注 総数と内訳の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	6,733
うち前半5年分	3,211

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	824	26
うち前半5年分	404	13

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長：km、面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	北九州市	東河内 3097 林道	1.8 1	68	○	①	
				中河内 3095 林道	1.4 1	76	○	②	
				上頂吉 3076 林道	1.9 2	78	○	③	
				上頂吉 3075 林道	1.0 1	103	○	④	
				道原 3081 林道	0.8 1	62	○	⑤	
			小 計	6.9 6	387				
			直方市	頓野 3086 林道	1.6 1	146	○	⑥	
			小 計	1.6 1	146				
			飯塚市	内住山 3018 林道	1.4 1	151	○	⑦	
			小 計	1.4 1	151				
			宮若市	大平 3044 林道	2.0 1	50	○	⑧	
				犬鳴 3033 林道	0.8 1	313	○	⑨	
				小 計	2.8 2	363			
			豊前市	経読 1128 林道	1.2 1	119	○	⑩	
				犬ヶ岳 1127 林道	1.6 1	52	○	⑪	
				小 計	2.8 2	171			
			開設計					15.5 12	1,218

単位 延長：km、面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考		
拡張	舗装外	林道	豊前市	経読林道	4.7 1		○				
				経読林道 経読岳支線	1.2 1		○				
				轟林道	0.5 1		○				
				小峠林道	0.8 3		○				
				犬ヶ岳林道	0.3 1						
			小計				7.5 7				
			築上町	経読林道	1.0 1		○				
				経読林道	0.8 1						
				寒田林道	0.8 5		○				
				寒田林道 118 支線	2.5 2		○				
			小計				5.1 9				
			みやこ町	経読林道	1.5 1		○				
				寺河内林道	0.4 2		○				
			小計				1.9 3				

単位 延長：km、面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
	舗装外	林道	上毛町	瓦岳林道	1.0 2		○		
				刈股林道	0.3 3				
				刈股林道 136 支線	0.5 1				
				小計	1.8 6				
	拡張計				16.3 25				

## 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

#### ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち前半5年分	
総数（実面積）	11,510	11,447	
水源涵養のための保安林	10,601	10,598	
災害防備のための保安林	889	829	
保健、風致の保存等のための保安林	1,948	1,235	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

#### ② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 / 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域(林班)		うち前半5年分		
解除	防風保安林	岡垣町	3103	0.20	0.20	指定理由の消滅	

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源の涵養			405	7,255	7,215

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

単位 面積：ha

森林の所在		面 積		指定を必要とする理由	備 考
市町村	区域(林班)	うち前半5カ年分			
該当なし					

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備 考
市 町 村	区 域(林班)		うち前半5年分		
北九州市	3075～3077、3079、 3081、3082、3090、 3091、3095	28	20	溪間工、山腹工	
直方市	3084、3085、3087、 3088	7	4	溪間工、山腹工	
飯塚市	3001、3004、3006、 3008、3010～3019、 3022、3024、3046	169	93	溪間工、山腹工	
豊前市	1122～1132、1134	59	35	溪間工、山腹工	
宮若市	3028、3030、3031、 3038、3045、3047、 3048	17	5	溪間工、山腹工	
嘉麻市	3049、3051、3052、 3054、3055、3057、 3059、3060、3062	20	12	溪間工、山腹工	
岡垣町	3103～3105	5	5	消波ブロック	

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半5年分		
鞍手町	3098	1	0	溪間工、山腹工	
添田町	3063～3067、3071	31	18	溪間工、山腹工	
福智町	3083	5	0	溪間工、山腹工	
みやこ町	1101、1102、1104、 1105、1107、1109、 1110	32	9	溪間工、山腹工	
上毛町	1135～1137	7	5	溪間工、山腹工	
築上町	1112～1116	29	27	溪間工、山腹工	
計		410	233		

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半5年分		
北九州市	3075～3081、3089～ 3092、3095～3097	101	50	本数調整伐	
直方市	3088	2	1	本数調整伐	
飯塚市	3001～3004、3006、 3009、3011～3019、 3022、3024、3027、 3046	78	36	本数調整伐	
豊前市	1124～1134	62	31	本数調整伐	
宮若市	3028、3031、3033、 3034、3036～3040、 3043、3045	60	30	本数調整伐	

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半5年分		
嘉麻市	3049～3051、3055、 3056、3062	13	7	本数調整伐	
岡垣町	3102～3105	8	4	防風柵工、植栽工	
添田町	3064、3065、3067、 3071、3073	9	5	本数調整伐	
福智町	3083	2	2	本数調整伐	
みやこ町	1104、1105、1109、 1110	16	8	本数調整伐	
上毛町	1135～1137	35	17	本数調整伐	
築上町	1112、1114～1117、 1119、1120	28	14	本数調整伐	
計		414	205		

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法		備 考
	市町村	区 域 (林班)		伐採方法	その他	
水源涵養保安林	総 数		10,541.29	別記1参照		
	北九州市	3075～3082、3089～3097、3109、(若松4)	2,739.76			
	直方市	3084～3088	775.88			
	飯塚市	3001～3020、3022～3027、3046	1,971.85			
	田川市	(猪井金1)	0.70			
	豊前市	1122～1134	983.84			
	宮若市	3028～3045、3047、3048	1,179.28			
	嘉麻市	3049～3052、3060～3062、(嘉穂3、4、6)	347.15			
	岡垣町	3101、3102	123.94			
	遠賀町	3099	24.19			
	桂川町	(桂川1、2)	16.76			
	香春町	(勾金1～4)	61.22			
	添田町	3063～3073	808.68			
	福智町	3083、(方城4)	160.58			
	みやこ町	1101～1105、1107、1109～1111、1139	479.33			
上毛町	1135～1137、(大平2、3)	299.16				
築上町	1112～1121	568.97				

注1 ( ) 書は、公有林野等官公造林地である。

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法		備 考
	市町村	区 域 (林班)		伐採方法	その他	
土砂流出防備 保安林	総 数		378.14	別記1参照		
	嘉 麻 市	3055～3059	196.03			
	遠 賀 町	3099	40.34			
	鞍 手 町	3098	106.99			
	香 春 町	3075	14.78			
	上 毛 町	(大平1)	4.18			
	福 智 町	(方城4)	15.82			
防 風 保 安 林	総 数		458.57	別記1参照		
	北九州市	3109	35.98			
	芦 屋 町	3109	11.78			
	岡 垣 町	3103～3105	410.81			
保 健 保 安 林	総 数		1,195.37	別記1参照		
	北九州市	3077～3082、3090、 3092～3096、3109	759.10			
	直 方 市	3085～3088	53.87			
	飯 塚 市	3009～3013	84.00			
	豊 前 市	1123～1126	89.92			
	宮 若 市	3047	6.60			
	添 田 町	3068～3071	168.28			
	福 智 町	3083	16.29			
	築 上 町	1114、1115	17.31			
風 致 保 安 林	総 数		7.22	別記1参照		
	北九州市	3082	7.22			

注1 ( ) 書は、公有林野等官公造林地である。

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域 (林班)		伐採方法	その他	
砂 防 指 定 地	総 数		4.17	別記2参照		
	飯 塚 市	3019	0.87			
	豊 前 市	1125	0.16			
	み や こ 町	1101～1103	3.14			
国 立 公 園 特 別 保 護 地 区	総 数		95.70	別記2参照		
	添 田 町	3068、3071、3072	95.70			
国 立 公 園 第 1 種 特 別 地 域	総 数		659.95	別記2参照		
	北 九 州 市	3077～3082、3090、 3093、3094、3096	145.02			
	直 方 市	3085～3088	31.53			
	岡 垣 町	3103～3105	419.43			
	添 田 町	3070	50.97			
	福 智 町	3083	13.00			
国 立 公 園 第 2 種 特 別 地 域	総 数		824.70	別記2参照		
	北 九 州 市	3077～3080、3082、 3090～3093、3095～ 3097、3109	305.53			
	直 方 市	3085～3087	39.80			
	豊 前 市	1124～1128、1130、 1132	96.19			
	添 田 町	3063～3067、3069、 3071	331.86			
	福 智 町	3083	43.41			
	み や こ 町	1105、1107	6.17			

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域 (林班)		伐採方法	その他	
	築 上 町	1115	1.74			
国 立 公 園 第 3 種 特 別 地 域	総 数		4,468.42	別記2参照		
	北 九 州 市	3075～3082、 3090～3097	2,048.06			
	直 方 市	3084～3088	645.90			
	豊 前 市	1122～1130、1132～ 1134	616.92			
	添 田 町	3063～3065、3069、 3071～3073	339.94			
	福 智 町	3083	105.50			
	み や こ 町	1104、1105、1107	189.40			
	上 毛 町	1135～1137、 (大平1)	130.12			
	築 上 町	1112～1117	392.58			
県 立 自 然 公 園 第 1 種 特 別 地 域	総 数		49.72	別記2参照		
	飯 塚 市	3010～3013	43.16			
	嘉 麻 市	3060	6.56			
県 立 自 然 公 園 第 2 種 特 別 地 域	総 数		48.10	別記2参照		
	飯 塚 市	3013、3014、3017～ 3019	48.10			

注1 ( ) 書は、公有林野等官公造林地である。

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域 (林班)		伐採方法	その他	
県立自然公園 第3種特別地域	総 数		172.84	別記2参照		
	飯塚市	3009～3013、3025～3027	153.40			
	宮若市	3047	7.13			
	嘉麻市	3060	12.31			
鳥獣保護区 特別保護地区	総 数		827.01	別記2参照		
	北九州市	3090～3095、3097	687.82			
	添田町	3068、3070	139.19			
都市計画法による 風致地区	総 数		1,417.76	別記2参照		
	北九州市	3089～3097、3109、 (若松4)	1,417.76			
特別史跡名勝 天然記念物	総 数		6.56	別記2参照		
	嘉麻市	3060	6.56			
史跡名勝 天然記念物	総 数		46.65	別記2参照		
	豊前市	1124～1130、1132	38.14			
	芦屋町	3109	1.03			
	添田町	3071、3072	7.48			

注1 ( ) 書は、公有林野等官公造林地である。

2 その他必要な事項

該当なし

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区分	森林の区域 (林班)	面積	施業方法	
総数		11,834.84		
市 町 村 別 内 訳	北九州市	3075～3082、3089～3097、3109	2,866.29	伐期の延長、複層林施業（択伐以外）、複層林施業（択伐）のいずれかにより、水源の涵養 <sup>かん</sup> 機能の維持増進を図る。
	直方市	3084～3088	782.65	
	飯塚市	3001～3020、3022～3027、3046	1,982.73	
	豊前市	1122～1134	993.19	
	宮若市	3028～3045、3047、3048	1,202.94	
	嘉麻市	3049～3062	684.11	
	芦屋町	3109	11.78	
	岡垣町	3100～3105	685.96	
	遠賀町	3099	119.41	
	鞍手町	3098	140.32	
	香春町	3075	14.78	
	添田町	3063～3074	866.09	
	福智町	3083	161.91	
	みやこ町	1101～1105、1107、1109～1111、1139	481.38	
	上毛町	1135～1137	264.28	
築上町	1112～1121	577.02		

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分	森林の区域（林班）	面 積	施業方法	
総 数		5,636.71		
市 町 村 別 内 訳	北九州市	3075～3082、3089～3097、3109	2,058.36	長伐期施業、複層林施業（択伐以外）、複層林施業（択伐）のいずれかにより、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る。
	直方市	3084～3088	436.34	
	飯塚市	3001、3003～3020、3022、3023、3025、3026、3046	744.26	
	豊前市	1122～1130、1132、1133	199.00	
	宮若市	3028、3031、3032、3036、3038～3040、3042、3043、3045、3047、3048	259.24	
	嘉麻市	3049、3051～3061	318.80	
	芦屋町	3109	11.78	
	岡垣町	3100～3105	497.17	
	遠賀町	3099	53.15	
	鞍手町	3098	118.16	
	香春町	3075	14.78	
	添田町	3063～3072	473.09	
	福智町	3083	90.43	
	みやこ町	1101～1105、1107、1139	120.79	
築上町	1112～1117	241.36		

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分		森林の区域（林班）	面 積	施業方法
総 数			432.15	
市 町 村 別 内 訳	北九州市	3109	48.07	複層林施業（択伐）、により、快適な環境の形成の機能の維持増進を図る。
	芦屋町	3109	11.78	
	岡垣町	3103～3105	372.30	

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分		森林の区域（林班）	面 積	施業方法
総 数			2,226.70	
市 町 村 別 内 訳	北九州市	3077～3082、3090～3097	1,516.25	複層林施業（択伐）、により、保健文化機能の維持増進を図る。
	直方市	3085～3088	93.47	
	飯塚市	3001、3009～3013、3017～3019	93.66	
	豊前市	1123～1128、1130、1132	132.69	
	宮若市	3047	6.87	
	嘉麻市	3060、3061	36.00	
	岡垣町	3101、3103	65.28	
	添田町	3063～3065、3068～3072	198.56	
	福智町	3083	59.70	
	みやこ町	1105、1107	6.17	
	築上町	1114、1115	18.05	

別表2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積：ha

区 分	対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面 積
総 数			6,314.88
市 町 村 別 内 訳	飯 塚 市	二ホンジカ 3001、3010～3020、3022～3027、3046、 (幸袋1)	1,531.95
	豊 前 市	二ホンジカ 1122～1134	993.19
	宮 若 市	二ホンジカ 3028～3045、3047、3048	1,202.94
	嘉 麻 市	二ホンジカ 3049～3052、3060、(嘉穂3、4)	283.66
	香 春 町	二ホンジカ (勾金1～4)	61.22
	添 田 町	二ホンジカ 3063～3074	866.09
	福 智 町	二ホンジカ (方城5、6)	76.75
	み や こ 町	二ホンジカ 1101～1105、1107、1109～1111、 (犀川1)	503.69
	上 毛 町	二ホンジカ 1135～1137(大平1～3)	305.41
	築 上 町	二ホンジカ 1112～1118、1121	489.98

注 ( ) 書は、公有林野等官公造林地である。

別記1 保安林の森林施業

区 分		森 林 施 業	備考
伐採の方法	主伐に係るもの	<p>1 水源かん養、防風、干害防備保安林は、原則として伐採種を定めない。伐期は、標準伐期齢以上とする。</p> <p>2 土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、水害防備、潮害防備、魚つき、航行目標、保健、風致保安林は、原則として択伐とする。伐期は、標準伐期齢以上とする。</p> <p>3 落石防止保安林は、原則として禁伐とする。</p>	詳細については箇所別の指定施業要件による。
	間伐に係るもの	<p>1 主伐ができる森林で、伐採ができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>2 禁伐である森林は、原則として伐採を禁止する。</p>	
伐採の限度	主伐に係るもの	<p>1 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度を定める。</p> <p>2 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、農林水産省令で定める択伐率による材積を超えないものとする。ただし、その択伐率は、植栽に係る事項が定められた森林で保安林指定後最初に行う箇所は10分の4以下、それ以外の箇所は10分の3以下とする。</p>	
	間伐に係るもの	伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積率は、10分の3.5以下とする。	
植栽	植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる箇所を定める。		
方法に係るもの	おおむね、1ha 当たり農林水産省令で定める本数以上の割合で均等に植栽する。		
期間に係るもの	伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽する。		
樹種に係るもの	指定施業要件で定める樹種を植栽する。		

別記2 自然公園等の森林施業

区 分	施 業 方 法 の 基 準
自然公園	<p>特別保護地区</p> <p>禁伐</p> <p>その他の植物採取も行わないこと。</p>
	<p>第 1 種 特 別 地 域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則禁伐</li> <li>・風致維持に支障のない場合単木択伐</li> <li>・択伐率は現在蓄積の10%以内</li> <li>・伐期齢は、標準伐期齢に10年を加えたもの以上とする。</li> </ul>
	<p>第 2 種 特 別 地 域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則択伐</li> <li>・伐期齢は標準伐期齢以上とする。</li> <li>・風致の維持に支障のない場合皆伐 <ul style="list-style-type: none"> <li>一伐区面積は2ha以内。一定の要件を満たせば伐区面積を増大することができる。</li> <li>伐区は努めて分散し、更新後5年を経過しなければ連続して設定できない。</li> </ul> </li> <li>・車道、歩道等の周辺は、単木択伐</li> <li>・択伐率 用材林 現在蓄積の30%以内 薪炭林 現在蓄積の60%以内</li> </ul>
	<p>第 3 種 特 別 地 域</p> <p>風致の維持を考慮し、特に制限を受けない。</p>
<p>史 跡 名 勝 天 然 記 念 物</p>	<p>禁伐</p> <p>詳細は文化財保護法等による。</p>
<p>鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区</p>	<p>鳥獣の生息、繁殖等に支障があるものは択伐とし、その程度の著しいものは禁伐。</p> <p>その他の森林は伐採種を定めない。</p>
<p>都 市 計 画 法 に よ る 風 致 地 区</p>	<p>択伐または皆伐とする。ただし、皆伐は伐採後の成林が確実であると認められる森林で、伐採の区域の面積が1ha以内であること。</p>
<p>砂 防 指 定 地</p>	<p>福岡県砂防指定地管理規則による。</p>

## (附) 參考資料



1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分	区 域 面 積 ①	森 林 面 積			森 林 率 ②/①×100		
		②総 数	国 有 林	民 有 林			
総 数	215,504	106,328	(772)	13,101	93,227	49	
別 内 訳	北九州市	49,169	19,322	(483)	3,360	15,962	39
	直方市	6,176	2,137	(0)	783	1,354	35
	飯塚市	21,396	10,739	(53)	2,040	8,699	50
	田川市	5,455	1,579	(1)	9	1,570	29
	行橋市	7,006	1,266	(0)	0	1,266	18
	豊前市	11,101	6,873	(0)	993	5,880	62
	中間市	1,596	77	(0)	0	77	5
	宮若市	13,999	8,328	(5)	1,207	7,121	59
	嘉麻市	13,511	7,855	(0)	710	7,144	58
	芦屋町	1,160	260	(148)	160	100	22
	水巻町	1,101	106	(0)	0	106	10
	岡垣町	4,864	2,517	(0)	686	1,831	52
	遠賀町	2,215	364	(0)	119	245	16
	小竹町	1,428	323	(0)	0	323	23
	鞍手町	3,560	1,260	(0)	140	1,119	35
	桂川町	2,014	635	(0)	17	618	32
	香春町	4,450	2,891	(0)	76	2,815	65
	添田町	13,220	11,037	(0)	866	10,171	83
	糸田町	804	226	(0)	0	226	28
	川崎町	3,614	1,733	(0)	0	1,733	48
	大任町	1,426	442	(0)	0	442	31
	赤村	3,198	2,311	(0)	0	2,311	72
	福智町	4,206	1,690	(0)	464	1,227	40
	苅田町	4,924	1,663	(0)	0	1,663	34
	みやこ町	15,134	9,531	(0)	507	9,024	63
	吉富町	572	0	(0)	0	0	0
上毛町	6,244	3,864	(0)	305	3,558	62	
築上町	11,961	7,299	(81)	658	6,640	61	

資料1 区域面積は、国土交通省国土地理院「令和3年全国都道府県市町村別面積調べ」

2 民有林面積は、森林法第2条民有林面積（福岡県農林水産部農山漁村振興課）

注1 国有林（官公造林を含む）は、令和3年3月31日現在

2 国有林面積には林野庁所管外の森林面積を含み、()はその他省庁所管で外書き。

3 森林面積は、森林法第2条で定義された森林の面積である。

4 総計と内数が一致しないのは、四捨五入によるものである。

5 0と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

(2) 地 況

ア 気 候

観 測 地	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)	主風 の方向	備考
	最 高	最 低	年平均			
飯 塚	36.5	-3.7	16.1	1,915	S	
添 田	21.5	10.4	15.3	1,792	N	
八 幡	35.9	-1.9	16.8	1,722	S S W	
行 橋	36.1	-3.3	16.2	1,868	W S W	
英 彦 山	—	—	—	1,885	—	
頂吉・東谷	—	—	—	1,992	—	

資料 気象庁「気象統計情報」

注1 気温及び年間降水量は平成23年から令和2年までの平均値である。

(頂吉は平成23年から平成24年まで、東谷は平成24年から令和2年まで。)

注2 主風の方向は平成23年から令和2年までの最多風向である。

イ 地 勢

I-1 (1) イのとおり

ウ 地質、土壌等

I-1 (1) ウのとおり (別図参考)



## (3) 土地利用の現況

単位 面積 : ha

区 分	区域面積	森 林	農 地			そ の 他		
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地	
総 数	215,504	106,328	25,319	22,380	2,936	83,857	27,162	
市 町 村 別 内 訳	北九州市	49,169	19,322	2,160	1,770	395	27,687	12,025
	直方市	6,176	2,137	657	548	109	3,382	1,094
	飯塚市	21,396	10,739	2,410	2,160	248	8,247	2,433
	田川市	5,455	1,579	668	619	49	3,208	1,026
	行橋市	7,006	1,266	1,980	1,780	208	3,760	1,284
	豊前市	11,101	6,873	1,720	1,500	214	2,508	669
	中間市	1,596	77	274	262	12	1,245	559
	宮若市	13,999	8,328	1,730	1,520	205	3,941	887
	嘉麻市	13,511	7,855	1,870	1,710	153	3,786	852
	芦屋町	1,160	260	82	45	37	818	163
	水巻町	1,101	106	106	91	15	889	339
	岡垣町	4,864	2,517	568	461	107	1,779	524
	遠賀町	2,215	364	677	617	60	1,174	347
	小竹町	1,428	323	151	142	9	954	214
	鞍手町	3,560	1,260	832	725	107	1,468	412
	桂川町	2,014	635	437	411	26	942	273
	香春町	4,450	2,891	474	407	67	1,085	285
	添田町	13,220	11,037	524	402	122	1,659	205
	糸田町	804	226	157	136	21	421	132
	川崎町	3,614	1,733	402	340	62	1,479	317
	大任町	1,426	442	305	278	27	679	114
赤 村	3,198	2,311	383	313	70	504	79	
福智町	4,206	1,690	808	732	76	1,708	436	
荻田町	4,924	1,663	533	472	61	2,728	1,059	
みやこ町	15,134	9,531	2,320	2,090	230	3,283	588	
吉富町	572		191	170	21	381	163	
上毛町	6,244	3,864	1,000	919	83	1,380	240	
築上町	11,961	7,299	1,900	1,760	142	2,762	443	

資料1 区域面積は、国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調べ」

2 森林は、福岡県農林水産部農山漁村振興課調べ

3 農地は、九州農政局統計部編 第67次九州農林水産統計年報「耕地面積」

4 宅地は、福岡県企画・地域振興部市町村支援課「令和2年度固定資産の価格等に関

注 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

## (4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区 分	総 数	第 1 次 産 業	第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
総 数	6,088,441	28,558	1,704,349	4,355,534	
市 町 村 別 内 訳	北九州市	3,735,879	4,354	879,958	2,851,567
	直方市	201,022	1,029	69,699	130,294
	飯塚市	417,826	2,751	76,976	338,099
	田川市	149,100	1,028	33,224	114,848
	行橋市	192,802	1,688	44,469	146,645
	豊前市	86,509	1,376	35,497	49,636
	中間市	80,973	236	21,060	59,677
	宮若市	193,757	1,840	131,576	60,341
	嘉麻市	90,180	2,747	23,657	63,776
	芦屋町	43,897	311	4,228	39,358
	水巻町	58,275	79	14,109	44,087
	岡垣町	59,244	859	11,629	46,756
	遠賀町	56,968	474	13,410	43,084
	小竹町	26,997	369	13,925	12,703
	鞍手町	68,755	1,217	43,018	24,520
	桂川町	27,168	448	7,174	19,546
	香春町	29,204	247	10,155	18,802
	添田町	17,097	707	2,675	13,715
	糸田町	10,541	82	1,920	8,539
	川崎町	26,911	420	3,352	23,139
	大任町	12,574	179	3,860	8,535
	赤 村	4,933	526	447	3,960
	福智町	44,381	610	14,228	29,543
	荇田町	289,175	388	182,400	106,387
	みやこ町	53,766	1,879	21,649	30,238
	吉富町	25,530	156	15,060	10,314
	上毛町	30,757	657	19,686	10,414
築上町	54,220	1,901	5,308	47,011	

資料 福岡県企画・地域振興部調査統計課 平成30年度「福岡県市町村民経済計算」

注 四捨五入の関係で計と内訳の合計が一致しない場合がある。

## (5) 産業別就業者数

単位 人

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
		計	農 業	林 業	水産業			
総 数	725,156	13,272	12,144	336	792	182,800	503,061	
市 町 村 別 内 訳	北九州市	415,092	3,174	2,694	48	432	98,006	296,731
	直方市	24,011	426	421	4	1	6,590	15,582
	飯塚市	54,975	1,210	1,155	53	2	12,166	39,812
	田川市	19,291	307	300	7	—	4,418	13,870
	行橋市	30,518	876	755	14	107	9,531	19,358
	豊前市	11,474	714	619	24	71	3,565	6,916
	中間市	17,070	152	144	5	3	5,151	11,292
	宮若市	12,461	662	649	12	1	3,547	7,570
	嘉麻市	15,467	900	864	36	—	4,043	10,192
	芦屋町	6,530	200	127	1	72	1,427	4,636
	水巻町	12,026	121	118	2	1	3,472	7,948
	岡垣町	13,417	469	442	3	24	3,259	9,264
	遠賀町	8,391	273	272	—	1	2,187	5,629
	小竹町	3,101	67	67	—	—	944	2,027
	鞍手町	7,070	310	310	—	—	2,412	4,303
	桂川町	5,988	167	163	4	—	1,501	4,238
	香春町	4,061	86	81	4	1	1,074	2,875
	添田町	4,007	295	265	28	2	844	2,821
	糸田町	3,438	72	68	3	1	919	2,415
	川崎町	6,033	150	145	5	—	1,585	4,254
	大任町	1,883	56	55	—	1	486	1,335
	赤 村	1,316	174	167	6	1	297	845
	福智町	8,594	246	240	5	1	2,466	5,835
	荏田町	15,365	205	173	8	24	5,831	8,988
	みやこ町	8,747	771	740	30	1	2,735	5,188
	吉富町	3,022	103	69	6	28	1,136	1,737
上毛町	3,504	362	343	16	3	1,116	2,006	
築上町	8,304	724	698	12	14	2,092	5,394	

資料：平成27年国勢調査（総務省統計局）

注 総数には分類不能の産業に従事するものを含む。

2 森林の現況  
(1) 齢級別森林資源表

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m<sup>3</sup> 立竹は1,000束 成長量：1,000m<sup>3</sup>

区分	総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	12,323.62	3,437	56	118.89	8		15.97	1		50.10	1		18.53	1	
総数	11,902.41	3,437	56	118.89	8		15.97	1		50.10	1		18.53	1	
針	7,138.76	2,476	51	118.89	8		15.97	1		42.40	1		15.41	1	
広	4,763.65	961	5							7.70			3.12		
総数	6,992.79	2,507	52	118.89	8		15.97	1		50.10	1		17.35	1	
針	6,377.86	2,325	50	118.89	8		15.97	1		42.40	1		15.41	1	
広	614.93	181	2							7.70			1.94		
総数	6,882.09	2,463	52	28.19			12.73			50.10	1		17.35	1	
針	6,269.65	2,285	50	28.19			12.73			42.40	1		15.41	1	
広	612.44	178	2							7.70			1.94		
	(110.70)														
総数	110.70	44	1	90.70	8		3.24	1							
針	108.21	40	1	90.70	8		3.24	1							
広	2.49	3													
総数	4,909.62	930	4										1.18		
針	760.90	150													
広	4,148.72	780	3										1.18		
総数	4.97														
針															
広	4.97														
総数	280.99	70													
針	93.25	25													
広	187.74	45													
総数	4,623.66	860	3												
針	667.65	125											1.18		
広	3,956.01	735	3										1.18		
竹林	5.24														
無立木地	421.21														

注1. 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。  
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。  
 3. ( ) は、人工林の育成復層林の上、中層木の面積で外書。

2 森林の現況  
(1) 齢級別森林資源表

単位：面積：ha，材積：立木は1,000m<sup>3</sup> 立竹は1,000束 成長量：1,000m<sup>3</sup>

区分	5 齢級			6 齢級			7 齢級			8 齢級			9 齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	100.85	8	1	194.67	25	2	285.45	55	3	437.59	127	6	604.77	206	7
総数	100.85	8	1	194.67	25	2	285.45	55	3	437.59	127	6	604.77	206	7
針	50.95	5	1	123.71	19	2	166.82	41	3	395.71	121	6	577.34	200	7
広	49.90	3		70.96	5		118.63	15	1	41.88	6		27.43	6	
総数	67.30	6	1	155.52	21	2	196.54	47	3	422.26	125	6	595.58	205	7
針	50.87	5	1	120.00	18	2	166.32	40	3	395.70	121	6	576.70	200	7
広	16.43	1		35.52	3		30.22	6		26.56	4		18.88	5	
総数	67.30	6	1	150.48	21	2	192.40	45	3	422.26	125	6	595.58	205	7
針	50.87	5	1	117.45	18	2	162.18	39	2	395.70	121	6	576.70	200	7
広	16.43	1		33.03	3		30.22	6		26.56	4		18.88	5	
人工林															
育															
複															
層															
成															
成															
林															
立木地															
育															
複															
層															
成															
成															
林															
天然															
生															
育															
複															
層															
成															
成															
林															
竹林															
無立木地															

注1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。  
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。  
 3. ( ) は、人工林の育成復層林の上、中層木の面積で外書。

2 森林の現況  
(1) 齢級別森林資源表

単位：面積：ha，材積：立木は1,000m<sup>3</sup> 立竹は1,000束 成長量：1,000m<sup>3</sup>

区分	1 0 齢級			1 1 齢級			1 2 齢級			1 3 齢級			1 4 齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	935.51	321	9	1,392.82	513	10	1,152.96	410	6	1,311.36	501	6	1,254.90	367	3
総数	935.51	321	9	1,392.82	513	10	1,152.96	410	6	1,311.36	501	6	1,254.90	367	3
針	826.06	300	8	1,168.68	456	10	864.95	343	6	983.68	432	6	627.13	240	2
広	109.45	22		224.14	57	1	288.01	67	1	327.68	69	1	627.77	126	1
総数	854.68	308	8	1,282.41	492	10	959.83	378	6	1,011.54	443	6	645.00	253	3
針	820.08	298	8	1,160.11	453	10	863.36	343	6	967.01	427	6	585.12	231	2
広	34.60	10		122.30	38		96.47	35		44.53	16		59.88	22	
総数	854.68	306	8	1,282.41	484	10	959.83	373	6	1,011.54	433	6	637.42	246	2
針	820.08	296	8	1,160.11	447	10	863.36	338	6	967.01	418	5	577.54	225	2
広	34.60	10		122.30	38		96.47	34		44.53	15		59.88	21	
	(5.26)			(22.20)			(19.90)			(37.30)			(16.86)		
育 複 層 成 林		1			7			6			10		7.58	6	
針		1			7			5			9		7.58	6	
広					1						1			1	
総数	80.83	14		110.41	21		193.13	32		299.82	58		609.90	114	1
針	5.98	2		8.57	3		1.59			16.67	5		42.01	9	
広	74.85	12		101.84	18		191.54	31		283.15	53		567.89	105	1
育 単 層 成 林															
針															
広															
総数	20.86	5		18.59	4		0.56			34.51	11		16.79	4	
針	5.93	2		6.37	2		0.25			11.90	4		5.15	1	
広	14.93	2		12.22	2		0.31			22.61	8		11.64	3	
総数	59.97	9		91.82	17		192.57	31		265.31	47		593.11	110	1
針	0.05			2.20			1.34			4.77	1		36.86	8	
広	59.92	9		89.62	16		191.23	31		260.54	46		556.25	102	1
竹林															
無立木地															

注1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。  
2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。  
3. ( ) は、人工林の育成復層林の上、中層木の面積で外書。

2 森林の現況  
(1) 齢級別森林資源表

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m<sup>3</sup> 立竹は1,000束 成長量：1,000m<sup>3</sup>

区分	1 5 齢級			1 6 齢級			1 7 齢級			1 8 齢級			1 9 齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	602.76	149	1	390.85	85		489.88	108		398.33	88		204.90	48	
総数	602.76	149	1	390.85	85		489.88	108		398.33	88		204.90	48	
針	171.99	64	1	80.50	22		101.90	30		78.53	23		48.73	16	
広	430.77	85		310.35	63		387.98	79		319.80	64		156.17	32	
総数	178.53	70	1	26.36	13		73.27	24		41.80	15		30.86	13	
針	149.12	59	1	19.83	10		57.75	20		31.66	12		24.70	11	
広	29.41	10		6.53	3		15.52	5		10.14	3		6.16	2	
総数	178.53	70	1	26.36	13		73.27	24		41.80	15		30.86	12	
針	149.12	59	1	19.83	10		57.75	20		31.66	12		24.70	10	
広	29.41	10		6.53	3		15.52	5		10.14	3		6.16	2	
人工林													(2.49)		
育															
複															
層															
成															
成															
林															
立木地															
総数	424.23	80		364.49	72		416.61	84		356.53	73		174.04	35	
針	22.87	5		60.67	12		44.15	10		46.87	11		24.03	5	
広	401.36	75		303.82	60		372.46	74		309.66	61		150.01	30	
天然林															
育															
単															
層															
成															
林															
総数	17.61	4		8.26	2		20.91	5		51.54	13		23.47	5	
針	6.95	2		2.37	1		7.23	2		18.21	5		7.07	2	
広	10.66	2		5.89	1		13.68	4		33.33	8		16.40	4	
育	406.62	76		356.23	70		395.70	78		304.99	60		150.57	30	
複	15.92	3		58.30	12		36.92	8		28.66	7		16.96	3	
層	390.70	73		297.93	59		358.78	70		276.33	53		133.61	27	
成															
成															
林															
竹															
林															
無立木地															

注1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。  
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。  
 3. ( ) は、人工林の育成復層林の上、中層木の面積で外書。

2 森林の現況  
(1) 齢級別森林資源表

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m<sup>3</sup> 立竹は1,000束 成長量：1,000m<sup>3</sup>

区分	20 齢級			21 齢級以上		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	179.47	40		1,761.85	376	
総数	179.47	40		1,761.85	376	
針	45.58	12		633.83	142	
広	133.89	28		1,128.02	234	
総数	40.40	13		208.60	71	
針	24.06	8		172.80	60	
広	16.34	5		35.80	12	
総数	40.40	13		208.60	70	
針	24.06	8		172.80	58	
広	16.34	5		35.80	12	
人工林				(6.69)		
育 複 層 成 林					2	
針					2	
広						
総数	139.07	27		1,553.25	304	
針	21.52	5		461.03	82	
広	117.55	22		1,092.22	222	
育 単 層 成 林						
針						
広						
育 複 層 成 林	9.33	2		49.11	13	
針	2.83	1		15.24	4	
広	6.50	1		33.87	9	
育 単 層 成 林	129.74	25		1,504.14	292	
針	18.69	4		445.79	78	
広	111.05	21		1,058.35	214	
天然生						
竹林						
無立木地						

注1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。  
2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3. ( ) は、人工林の育成復層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林森林資源表

区分	立木地										無立木地等					計				
	人工林					天然林					竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地		林地以外の地	計		
	育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計													
制限林	面積	針	5,677.37	108.21	5,785.58	87.21	660.53	747.74												
		広	587.81	2.49	590.30	168.46	3,882.00	4,055.43												
		計	6,265.18	110.70	6,375.88	255.67	4,542.53	4,803.17	5.24											
		針	2,015.009	40.108	2,055.117	22.775	123.942	146.717												
		広	171.850	3.453	175.303	38.707	721.437	760.193												
		計	2,186.859	43.561	2,230.420	61.482	845.379	906.910												
普通林	成長量	針	45,438.4	559.5	45,997.9	237.3	221.1	458.4												
		広	1,877.4	34.4	1,911.8	179.0	3,142.0	3,323.1												
		計	47,315.8	593.9	47,909.7	416.3	3,363.1	3,781.5												
		針	592.28		592.28	6.04	7.12	13.16												
		広	24.63		24.63	19.28	74.01	93.29												
		計	616.91		616.91	25.32	81.13	106.45												
計	面積	針	270,133		270,133	2,088	1,469	3,557												
		広	6,084		6,084	6,442	13,429	19,871												
		計	276,217		276,217	8,530	14,898	23,428												
		針	4,237.6		4,237.6	21.1	11.5	32.6												
		広	70.7		70.7	41.2	89.6	130.8												
		計	4,308.3		4,308.3	62.3	101.1	163.4												
計	成長量	針	6,269.65	108.21	6,377.86	93.25	667.65	760.90												
		広	612.44	2.49	614.93	187.74	3,956.01	4,148.72												
		計	6,882.09	110.70	6,992.79	280.99	4,623.66	4,909.62	5.24											
		針	2,285,142	40,108	2,325,250	24,863	125,411	150,274												
		広	177,934	3,453	181,387	45,149	734,866	780,064												
		計	2,463,076	43,561	2,506,637	70,012	860,277	930,338												
計	成長量	針	49,676.0	559.5	50,235.5	258.4	232.6	491.0												
		広	1,948.1	34.4	1,982.5	220.2	3,231.6	3,453.9												
		計	51,624.1	593.9	52,218.0	478.6	3,464.2	3,944.9												
		針																		
		広																		
		計																		

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。  
 注2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。



(3) 市町村別森林資源表

市町村	区分	立木地										計	伐採跡地	未立木地	改訂地	林地以外の地	計	計	
		人工林					天然林												竹林
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計											
宮若市	面積	針	700.27	11.90	712.17	2.69	9.21	11.90			724.07								
		広	55.18		55.18	4.58	391.94	396.52			451.70								
	材積	計	755.45	11.90	767.35	7.27	401.15	408.42			1,175.77					27.17			1,202.94
		針	246,146	5,092	251,238	793	1,884	2,677			253,915								253,915
		広	15,717		15,717	965	70,624	71,589			87,306								87,306
成長量	計	261,863	5,092	266,955	1,758	72,508	74,266			341,221								341,221	
	針	6,712.5	69.8	6,782.3	13.0	13.5	26.5			6,808.8								6,808.8	
	広	196.4		196.4	7.5	505.1	512.6			709.0								709.0	
嘉麻市	面積	針	6,908.9	69.8	6,978.7	20.5	518.6	539.1			7,517.8								
		広	417.31	9.28	426.59	2.05	20.20	22.25			448.84								
	材積	計	29.52		29.52	4.64	186.29	190.93			220.45								
		針	446.83	9.28	456.11	6.69	206.49	213.18			669.29					41.05			710.34
		広	165,273	3,967	169,240	449	4,194	4,643			173,883								173,883
成長量	計	7,498	209	7,707	944	36,484	37,428			45,135								45,135	
	針	172,771	4,176	176,947	1,393	40,678	42,071			219,018								219,018	
	広	3,727.1	24.6	3,751.7	2.5	31.7	34.2			3,785.9								3,785.9	
芦屋町	面積	針	95.0	1.5	96.5	3.1	158.1	161.2			257.7								
		広	3,822.1	26.1	3,848.2	5.6	189.8	195.4			4,043.6								4,043.6
	材積	計					0.12	0.12			0.12								
		針					11.44	11.44			11.44								
		広					11.56	11.56			11.56					0.22			11.78
成長量	計					26	26			26								26	
	針					1,821	1,821			1,821								1,821	
	広					1,847	1,847			1,847								1,847	
岡垣町	面積	針					0.4	0.4			8.4								
		広					8.4	8.4			8.4								8.4
	材積	計					8.8	8.8			8.8								8.8
		針	207.04		207.04	3.43	226.31	229.74			436.78								
		広	16.88		16.88	11.53	202.60	214.13			231.01								
成長量	計	223.92		223.92	14.96	428.91	443.87			667.79					18.17			685.96	
	針	56,866		56,866	778	22,810	23,588			80,454								80,454	
	広	4,716		4,716	2,642	32,702	35,344			40,060								40,060	
遠賀町	面積	針	61,582		61,582	3,420	55,512	58,932			120,514								
		広	1,215.6		1,215.6	2.2	4.5	6.7			1,222.3								1,222.3
	材積	計	36.3		36.3	4.0	96.7	100.7			137.0								137.0
		針	1,251.9		1,251.9	6.2	101.2	107.4			1,359.3								1,359.3
		広	62.49		62.49	1.02	2.27	3.29			65.78								65.78
成長量	計	6.24		6.24	2.37	39.35	41.72			47.96									
	針	68.73		68.73	3.39	41.62	45.01			113.74					5.67			119.41	
	広	20,436		20,436	265	478	743			21,179								21,179	
成長量	計	1,898		1,898	620	7,237	7,857			9,755								9,755	
	針	22,334		22,334	885	7,715	8,600			30,934								30,934	
	広	294.1		294.1	4.0	4.8	8.8			302.9								302.9	
成長量	計	15.4		15.4	5.6	39.3	44.9			60.3								60.3	
	針	309.5		309.5	9.6	44.1	53.7			363.2								363.2	
	広																		

注1 人工林及び天然林で点生木のみを林分の面積には含まれていない。  
 注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(3) 市町村別森林資源表

市町村	区分	立木地										計															
		人工林					天然林																				
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	伐採跡地	未立木地	改訂地		林地以外の地														
鞍手町	面積	45.86	20.84	66.70	6.09	9.57	6.09	35.78	45.35	6.09																	
	計	60.09	20.84	80.93	15.66	35.78	51.44	132.37	7.95																140.32		
	材積	17,854	7,381	25,235	1,744	6,030	8,621	13,629	26,979																	26,979	
	成長量	21,452	8,791	30,243	4,335	6,030	10,365	40,608	402.5																	40,608	
	計	301.1	77.9	379.0	23.5	58.8	111.2	402.5																		402.5	
桂川町	面積	39.4	13.0	52.4	20.2	38.6	58.8	111.2																		111.2	
	計	340.5	90.9	431.4	43.7	38.6	513.7	513.7																		513.7	
	材積	12,97	12.97	25,94	0.75	0.75	13.72	13.72																			13.72
	成長量	0.36	0.36	0.72	1.17	1.17	2.34	2.34																			2.34
	計	13.33	13.33	26.66	1.92	1.92	3.84	3.84																			3.84
香春町	面積	6,018	6,018	12,036	99	99	6,117	6,117																		6,117	
	計	6,124	6,124	12,248	154	154	6,377	6,377																		6,377	
	材積	81.8	81.8	163.6	0.4	0.4	82.2	82.2																		82.2	
	成長量	0.8	0.8	1.6	0.3	0.3	1.1	1.1																		1.1	
	計	82.6	82.6	165.2	0.7	0.7	1.4	1.4																		1.4	
添田町	面積	47.42	47.42	94.84			0.20	0.20																		0.20	
	計	47.42	47.42	94.84	16.00	16.00	63.62	63.62																		63.62	
	材積	19,587	19,587	39,174	8	8	3,749	3,749																		3,749	
	成長量	205.8	205.8	411.6	0.1	0.1	0.4	0.4																		0.4	
	計	205.8	205.8	411.6	0.1	0.1	0.4	0.4																		0.4	
福智町	面積	205.8	205.8	411.6	5.65	73.33	78.98	206.3																		206.3	
	計	355.20	3.24	358.44	16.49	364.79	381.28	415.56																		415.56	
	材積	389.48	3.24	392.72	22.14	438.12	460.26	852.98																		852.98	
	成長量	151,792	2,031	153,823	2,022	22,761	24,783	178,606																		178,606	
	計	12,278	12,278	24,556	5,918	84,789	90,707	102,985																		102,985	

注1 人工林及び天然林で点生木のみを林分の面積については、本表の集計には含まれていない。  
 注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(3) 市町村別森林資源表

市町村	区分	立木地										計													
		人工林					天然林																		
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	竹林	伐採跡地	未立木地		改訂地	林地以外の地											
みやこ町	面積	針	309.54		309.54			9.97		9.97															
		広	31.91		31.91			136.16		136.16															
	材積	計	341.45		341.45			146.13		146.13															506.48
		針	129.307		129.307			2.524		2.524															131.831
		広	10.766		10.766			22.236		22.236															33.002
成長量	計	140.073		140.073			24.760		24.760															164.833	
	針	2.568.8		2.568.8			20.5		20.5															2.589.3	
上毛町	面積	針	2,671.4		2,671.4			190.4		190.4															2,861.8
		広	273.43		273.43			0.53		0.53															274.18
	材積	計	10.34		10.34			12.77		12.77															24.52
		針	283.77		283.77			1.94		1.94															298.70
		広	81.291		81.291			133		133															81.466
成長量	計	1,660		1,660			1,413		1,413															3,441	
	針	82,951		82,951			501		501															84,907	
築上町	面積	針	1,928.3		1,928.3			0.5		0.5															1,929.0
		広	31.0		31.0			0.7		0.7															70.5
	材積	計	1,959.3		1,959.3			39.0		39.0															1,999.5
		針	298.05		298.05			10.26		10.26															327.73
		広	33.73		33.73			17.41		17.41															229.94
成長量	計	331.78		331.78			27.67		27.67															557.67	
	針	104,863		104,863			2,995		2,995															111,615	
森林計画計	面積	針	9,947		9,947			31,893		31,893															46,950
		広	114,810		114,810			8,105		8,105															158,565
	材積	計	2,582.2		2,582.2			10.2		10.2															2,607.2
		針	115.0		115.0			16.1		16.1															244.5
		広	2,697.2		2,697.2			30.9		30.9															2,851.7
成長量	計	6,377.86		6,377.86			93.25		93.25															7,138.76	
	針	612.44		612.44			187.74		187.74															4,763.65	
森林計画計	面積	針	2.49		2.49			4.97		4.97															7.46
		広	6,882.09		6,882.09			280.99		280.99															7,648.65
	材積	計	40,108		40,108			125.411		125.411															41,363.66
		針	177.934		177.934			45.149		45.149															2,475.524
		広	2,463,076		2,463,076			70,012		70,012															2,545,546
成長量	計	49,676.0		49,676.0			258.4		258.4															50,726.5	
	針	1,948.1		1,948.1			220.2		220.2															5,436.4	
成長量	計	51,624.1		51,624.1			478.6		478.6															56,162.9	
	針	593.9		593.9			2.1		2.1															1,999.5	

注1 人工林及び天然林で点生木のみを林分の面積には含まれていない。  
 注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

区分	市町村						合計
	北九州市	直方市	飯塚市	田川市	豊前市	宮崎市	
水源かん養保安林	2,739.76	775.88	1,971.85	0.70	983.84	1,179.28	
土砂流出防備保安林							
土砂崩壊防備保安林							
飛砂防備保安林	35.98						
防風保安林							
水害防備保安林							
潮害防備保安林							
干害防備保安林							
防雪保安林							
防霧保安林							
なたれ防止保安林							
落石防止保安林							
防火保安林							
魚つき保安林							
航行目標保安林							
保健保安林	729.93	(53.87)	(84.00)		(89.92)	(6.60)	
風致保安林	7.22						
計	2,812.13	(53.87)	1,971.85	0.70	983.84	1,179.28	
保安施設地区							
砂防指定地			(0.87)		(0.16)		
特別保護地区							
第一種特別地域							
第二種特別地域							
第三種特別地域							
地種区分未定地域							
計							
特別保護地区							
第一種特別地域	(126.30)	0.06					
第二種特別地域	(293.72)	0.95			(96.13)	0.06	
第三種特別地域	(2,018.92)	5.76			(609.15)	7.77	
地種区分未定地域							
計	(2,438.94)	6.77			(705.28)	7.83	
都道			(42.41)	0.75			
自然公園			(47.74)	0.36			
県立			(152.47)	0.93		(6.60)	
地種区分未定地域							
計			(242.62)	2.04		(6.60)	
原生自然環境保全地域							
自然環境保全地域特別地区							
都道府県自然環境保全地域特別地区							
鳥獣保護区特別保護地区	(687.82)						
緑地保全地区							
風致地区	(1,414.66)						
特別母樹林							
史跡名勝天然記念物					(38.14)		
種の保存法による管理地区							
その他							
合計	(5,271.35)	2,874.90	(764.33)	782.65	(327.49)	1,973.89	
注	上段の区分より記入し、他の制限林と重複する場合は、( )外書きとした。						
単位	面積：ha						

(4) 制限林の種類別面積

単位 面積：ha

区分	市町村						合計
	嘉麻市	芦屋町	岡垣町	遠賀町	鞍手町	桂川町	
水源かん養保安林	347.15		123.94	24.19			16.76
土砂流出防備保安林	196.03			40.34		106.99	
土砂崩壊防備保安林							
飛砂防備保安林							
防風保安林		11.78	410.81				
水害防備保安林							
潮害防備保安林							
干害防備保安林							
防雪保安林							
防霧保安林							
なたれ防止保安林							
落石防止保安林							
防火保安林							
魚つき保安林							
航行目標保安林							
保健保安林							
風致保安林							
計	543.18	11.78	534.75	64.53	106.99		16.76
保安施設地区							
砂防指定地							
特別保護地区							
国立公園							
第一種特別地域							
第二種特別地域							
第三種特別地域							
地種区分未定地域							
計							
特別保護地区							
第一種特別地域					(408.45)	10.98	
第二種特別地域							
第三種特別地域							
地種区分未定地域					(408.45)	10.98	
計							
都道	(6.56)						
自然公園							
第一種特別地域							
第二種特別地域	(12.31)						
第三種特別地域							
地種区分未定地域							
計	(18.87)						
原生自然環境保全地域							
自然環境保全地域特別地区							
都道府県自然環境保全地域特別地区							
鳥獣保護区特別保護地区							
緑地保全地区							
風致地区							
特別母樹林							
史跡名勝天然記念物							
種の保存法による管理地区	(6.56)	(1.03)					
その他							
合計	(25.43)	543.18	(1.03)	11.78	(408.45)	545.73	64.53
注	上段の区分より記入し、他の制限林と重複する場合は、( )外書きとした。						

(4) 制限林の種類別面積

単位 面積：ha

区分	市町村							合計
	香春町	添田町	福智町	みやこ町	上毛町	薬上町		
水源かん養保安林	61.22	808.68	160.58	479.33	299.16		568.97	
土砂流出防備保安林	14.78		(15.82)		4.18			
土砂崩壊防備保安林								
飛砂防備保安林								
防風保安林								
水害防備保安林								
潮害防備保安林								
干害防備保安林								
防雪保安林								
防霧保安林								
なたれ防止保安林								
落石防止保安林								
防火保安林								
魚つき保安林								
航行目標保安林			13.00				(17.31)	
保健保安林		(168.28)		(3.29)				
風致保安林								
計	76.00	808.68	173.58	479.33	303.34		568.97	
保安施設地区								
砂防指定地				(2.91)				
特別保護地区								
第一種特別地域								
第二種特別地域								
第三種特別地域								
地種区分未定地域								
計								
特別保護地区		(95.70)						
第一種特別地域		(50.97)						
第二種特別地域		(328.58)	2.76	(6.17)			0.05	
第三種特別地域		(333.43)	1.39	(187.90)	1.48	(385.29)	7.29	
地種区分未定地域								
計		(808.68)	4.15	(194.07)	1.48	(386.98)	7.34	
第一種特別地域								
第二種特別地域								
第三種特別地域								
地種区分未定地域								
計								
原生自然環境保全地域								
自然環境保全地域特別地区								
都道府県自然環境保全地域特別地区								
鳥獣保護区特別保護地区		(139.19)						
緑地保全地区								
風致地区								
特別母樹林								
史跡名勝天然記念物								
種の保存法による管理地区		(7.48)						
その他								
合計	76.00	818.47	177.73	481.06	304.82	(404.29)	576.31	

注 上段の区分より記入し、他の制限林と重複する場合は、( ) 外書きとした。

(4) 制限林の種類別面積

単位 面積：ha

区分	市町村									
										合計
水源かん養保安林										10,541.29
土砂流出防備保安林									(15.82)	362.32
土砂崩壊防備保安林										
飛砂防備保安林										458.57
防風保安林										
水害防備保安林										
潮害防備保安林										
干害防備保安林										
防雪保安林										
防霧保安林										
なたれ防止保安林										
落石防止保安林										
防火保安林										
魚つき保安林										
航行目標保安林										
保健保安林									(1,153.20)	42.17
風致保安林									7.22	
計									(1,169.02)	11,411.57
保安施設地区										
砂防指定地									(3.94)	0.23
特別保護地区										
第一種特別地域										
第二種特別地域										
第三種特別地域										
地種区分未定地域										
計									(95.70)	
特別保護地区										
第一種特別地域									(630.19)	29.76
第二種特別地域									(805.79)	18.91
第三種特別地域									(4,407.58)	60.84
地種区分未定地域										
計									(5,939.26)	109.51
第一種特別地域									(48.97)	0.75
第二種特別地域									(47.74)	0.36
第三種特別地域									(171.38)	1.46
地種区分未定地域										
計									(268.09)	2.57
原生自然環境保全地域										
自然環境保全地域特別地区										
都道府県自然環境保全地域特別地区										
鳥獣保護区特別保護地区									(827.01)	
緑地保全地区										
風致地区									(1,414.66)	3.10
特別母樹林										
史跡名勝天然記念物									(53.21)	
種の保存法による管理地区										
その他										
合計									(9,675.19)	11,526.98

注 上段の区分より記入し、他の制限林と重複する場合は、()外書きとした。

## (5) 樹種別材積表

単位 材積:m3

樹種		林種	人工林	天然林	計
針 葉 樹	スギ		913,636	17,802	931,438
	ヒノキ		1,353,335	19,457	1,372,792
	サワラ		34	—	34
	ヒバ		1	—	1
	アカマツ		38,989	63,201	102,190
	クロマツ		18,046	33,305	51,351
	モミ		1,145	14,325	15,470
	ツガ類		—	2,183	2,183
	他針葉樹		64	1	65
	計		2,325,250	150,274	2,475,524
広 葉 樹	ブナ		—	18,264	18,264
	クリ		2		2
	カシ類		529	56,482	57,011
	クヌギ		8,652	4,790	13,442
	ナラ類		—	1,137	1,137
	カンバ類		18	721	739
	カエデ類		178	23	201
	他広葉樹		171,834	698,647	870,481
	小計		181,213	780,064	961,277
合計			2,506,463	930,338	3,436,801

注 令和3年3月31日現在

(6) 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

区 分		荒 廃 地	荒廃危険地
総 数		37.11	54.30
市 町 村 別 内 訳	北 九 州 市	2.88	5.29
	直 方 市	0.83	0.50
	飯 塚 市	9.50	21.42
	豊 前 市	8.26	9.62
	宮 若 市	1.46	2.99
	嘉 麻 市	2.51	4.32
	芦 屋 町	—	0.05
	岡 垣 町	—	0.37
	遠 賀 町	—	0.09
	鞍 手 町	0.12	0.26
	香 春 町	—	0.01
	添 田 町	3.37	1.27
	福 智 町	0.97	0.38
	み や こ 町	2.21	3.94
	上 毛 町	0.98	0.97
築 上 町	4.02	2.82	

資料：福岡森林管理署（令和3年3月31日現在）

(7) 森林の被害

種 類	火 災			風 害			虫 害			獣害（野兔、鹿等別）		
	H30	H31	R2	H30	H31	R2	H30	H31	R2	H30	H31	R2
総 数	—	—	—	—	—	—	4.81	2.12	2.48	—	—	—
別市	北九州市											
	—	—	—	—	—	—	0.46	0.11	0.03	—	—	—
内町	芦屋町											
	—	—	—	—	—	—	0.08	0.02	0.04	—	—	—
訳村	岡垣町											
	—	—	—	—	—	—	4.27	1.99	2.41	—	—	—

資料：福岡森林管理署（令和3年3月31日現在）

(8) 防火線等の整備状況

特になし

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現状

ア 構成

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

市町村別	組合名	組合員数 (人)	常勤役 職員数 (人)	出資金総 額 (千円)	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積 (ha)	備考
森 林 組 合	総 数	6	18,630	108	1,164,962	69,245
	北九州市	北九州市	964	6	61,223	5,725
	直方市	福岡県広域	11,296	63	850,969	29,671
	飯塚市					
	中間市					
	宮若市					
	嘉麻市					
	芦屋町					
	水巻町					
	岡垣町					
	遠賀町					
	小竹町					
	鞍手町					
	桂川町					
	行橋市	京都	2,071	10	64,439	10,727
	苅田町					
	みやこ町					
	豊前市	豊築	3,103	16	72,941	13,426
	上毛町					
	築上町					
	添田町	添田町	829	12	114,383	7,922
	赤 村	赤村	367	1	1,007	1,774

資料 令和1事業年度福岡県森林組合の概況 福岡県農林水産部団体指導課

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

市町村別	組合名	組合員数 (人)	常勤役 職員数 (人)	出資金総 額 (千円)	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積 (ha)	備考
生 産 森 林 組 合	総 数	23	1,652	—	267,388	951
	北九州市	畑	71	—	1,420	164
		猿喰	63	—	1,890	16
		上葛原	120	—	320	13
		葛原	70	—	490	36
		朽網	222	—	2,628	35
	直方市	永満寺	66	—	9,249	32
	飯塚市	仁保	31	—	9,800	51
		本谷	5	—	43,625	58
		山口	56	—	28,080	76
		平塚	36	—	23,400	53
		高田	79	—	8,215	23
	宮若市	上金生	23	—	5,500	16
		下金生	18	—	6,090	20
		脇田	54	—	36,960	48
	嘉麻市	中益	51	—	7,421	23
		平山	18	—	3,900	32
		足白	224	—	9,036	29
		桑野	126	—	27,749	45
	岡垣町	内浦	32	—	3,520	20
	桂川町	土師	69	—	13,350	64
		九郎丸	47	—	8,415	24
	添田町	伊原	80	—	13,600	49
築上町	小山田	91	—	2,730	24	

資料 令和1事業年度福岡県森林組合の概況 福岡県農林水産部団体指導課

## (2) 林業事業体等の現況

単位 事業体数

区 分	造林業、 素材生産業	木材卸売業		木材・木製品製造業		その他	
			うち素材市売市場	製材業	その他		
総 数	610	62	1	32	—	—	
市 町 村 別 内 訳	北九州市	68	43	—	10	—	—
	直方市	5	3	—	—	—	—
	飯塚市	55	3	—	6	—	—
	田川市	5	3	—	1	—	—
	行橋市	6	1	—	3	—	—
	豊前市	40	1	—	1	—	—
	中間市	—	1	—	—	—	—
	宮若市	58	—	—	—	—	—
	嘉麻市	53	3	—	—	—	—
	芦屋町	—	—	—	—	—	—
	水巻町	1	—	—	—	—	—
	岡垣町	17	—	—	—	—	—
	遠賀町	2	—	—	—	—	—
	小竹町	—	—	—	—	—	—
	鞍手町	1	—	—	4	—	—
	桂川町	5	—	—	1	—	—
	香春町	4	—	—	—	—	—
	添田町	60	1	1	1	—	—
	糸田町	—	—	—	1	—	—
	川崎町	3	—	—	—	—	—
	大任町	1	—	—	—	—	—
	赤 村	17	—	—	1	—	—
	福智町	7	—	—	—	—	—
	荏田町	1	1	—	—	—	—
	みやこ町	55	—	—	1	—	—
	吉富町	1	2	—	1	—	—
	上毛町	58	—	—	—	—	—
	築上町	87	—	—	1	—	—

資料 林業経営体は、2015農林業センサス「保有山林面積規模別林業経営体数」  
 木材卸売業は、平成26年商業統計  
 木材・木製品製造業は、令和元年福岡県の工業統計  
 素材市売市場は、福岡県農林水産部林業振興課資料

(3) 林業労働力の概況

区分 市町村名	総数		30歳未満		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳以上	
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
総数	336	296	—	33	31	—	46	42	—	67	58	—
北九州市	48	41	7	5	5	—	8	6	2	9	7	2
直方市	4	4	—	—	—	—	—	—	—	4	4	—
飯塚市	53	45	8	4	2	2	7	7	—	9	8	1
田川市	7	6	1	—	—	—	—	2	—	—	—	—
行橋市	14	12	2	2	2	—	4	4	—	5	3	2
豊前市	24	24	—	3	3	—	5	5	—	2	2	—
中間市	5	4	1	—	—	—	2	2	—	2	2	—
宮若市	12	11	1	—	—	—	1	1	—	5	4	1
嘉麻市	36	32	4	6	6	—	6	5	1	5	5	—
芦屋町	1	1	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—
水巻町	2	2	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—
岡垣町	3	1	2	—	—	—	1	—	1	—	—	—
遠賀町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小竹町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鞍手町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
桂川町	4	3	1	—	—	—	—	—	—	1	1	—
香春町	4	4	—	—	—	—	1	1	—	2	2	—
添田町	28	26	2	1	1	—	4	4	—	4	4	—
糸田町	3	3	—	1	1	—	—	—	—	1	1	—
川崎町	5	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大任町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
赤村	6	5	1	2	2	—	—	—	—	—	—	—
福智町	5	5	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—
苅田町	8	7	1	2	2	—	1	1	—	2	2	—
みやこ町	30	24	6	2	2	—	—	—	—	8	5	3
吉富町	6	5	1	1	1	—	—	—	—	1	1	—
上毛町	16	16	—	1	1	—	4	4	—	3	3	—
築上町	12	10	2	2	2	—	2	2	—	2	2	—

資料 平成27年度国勢調査

(4) 林業機械化の概要

単位 数量：台、セット（索道）

機 械 種 名		摘 要	単 位	数 量
索道	索道重力式		セット	—
	索道動力式		セット	6
集材機	小型集材機	動力10PS未満	台	4
	大型集材機	動力10PS以上	台	3
モノケーブル		ジグザグ集材施設	台	—
リモコンウインチ		リモコン、ラジコンによる可搬式木寄せ機	台	2
自走式搬機			台	3
モノレール		懸垂式含む	台	1
小型運材車		動力20PS未満	台	62
		動力20PS以上	台	7
ホイールタイプトラクタ		林内で集材等の作業を行うホイールタイプのトラクタ	台	—
クローラタイプトラクタ		上記でクローラタイプのもの	台	—
育林用トラクタ		主として地拵え等の育林作業用	台	—
フォークリフト			台	20
フォークローダ			台	1
クレーン	運材機能なし	トラッククレーン、ホイールクレーン等	台	1
	運材機能あり	クレーン付きトラック	台	18
グラップル	運材機能なし	グラップルローダ作業車	台	18
	運材機能あり	グラップルローダ付きトラック	台	9
トラクタショベル		搬出、育林用等に係わる土工用	台	—
ショベル系掘削機械		搬出、育林用等に係わる土工用	台	30
チェーンソー			台	539
チェーンソーリモコン装置		リモコンチェーンソー架台	台	—
刈払機		携帯式刈払機	台	652
植穴堀機			台	2
動力 枝打機	自動木登り式		台	3
	背負い式等		台	—
苗畑用トラクタ			台	1
高 性 能 林 業 機 械	フェラーバンチャ	立木を伐倒、集積する自走式機械	台	—
	スキッド	牽引式集材専用のトラクタ	台	—
	プロセッサ	枝払い・玉切りする自走式機械	台	12
	ハーベスタ	伐倒・枝払い・玉切りする自走式機械	台	6
	フォワード	積載式集材専用車両	台	26
	タワーヤーダ	元柱を具備した自走式機械	台	—
	スイングヤーダ	旋回可能なブームを装備する集材機械	台	4
グラップルソー		巻立・玉切り自走式機械	台	1
その他の高性能林業機械			台	3
樹木粉碎機		伐倒木、伐根、枝条等を粉碎する機械	台	11

資料 福岡県農林水産部農山漁村振興課（令和3年3月31日現在）

(5) 作業路網等の整備の概要

単位 路線：本 延長：m

区 分		路線数	延 長	備 考
総 数		48	23,476	
市 町 村 別 内 訳	北九州市	17	8,781	
	飯塚市	10	1,870	
	豊前市	6	3,065	
	宮若市	1	1,150	
	嘉麻市	2	730	
	岡垣町	2	4,160	
	添田町	2	1,200	
	みやこ町	4	1,385	
	上毛町	3	960	
	築上町	1	175	

資料：福岡森林管理署（令和3年3月31日現在）

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m<sup>3</sup> 実行歩合：%

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	45	216	261	89	115	88	198	53	34
針葉樹	30	145	175	20	67	87	67	46	50
広葉樹	15	71	86	1	0	1	7	-	1

注：総数と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

(2) 間伐面積

単位 面積：h a 実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
1,840	565	31

(3) 人工造林及び天然更新別面積

単位 面積：h a 実行歩合：%

総 数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
216	36	17	176	36	20	40	-	-

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km 拡張：箇所 実行歩合：%

区 分	開 設 延 長			拡 張 箇 所 数		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基 幹 路 網	9	0.5	6	18	-	-
うち林業専用道	-	-	-	-	-	-

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積：h a 実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
水源かん養保安林	該当なし	-	-	-	-	-
土砂流出防備保安林	-	-	-	-	-	-
保健保安林	-	-	-	-	-	-

イ 保安施設地区の面積

単位 面積：h a 実行歩合：%

面 積		
計 画	実 行	実行歩合
-	-	-

ウ 治山事業の数量

単位 保安林の整備：ha、保全施設：箇所、実行歩合：%

種 類	治山事業施行地区数		
	計 画	実 行	実行歩合
保安林の整備	305	94	31
保 全 施 設	23	5	22

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅、別荘、 工場等建物敷 地及びその附 帯地	碎石採土地	その他	合計
-	-	-	-	1.69	1.69

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原野	農用地	その他	合計
-	-	-	-

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha 材積：千m<sup>3</sup> 延長：km

区分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐採 立木 材積	総 数	総数	290	315	342	290	274	223	122	73
		針葉樹	203	220	232	232	193	145	96	56
		広葉樹	87	95	110	58	80	77	26	17
	主 伐	総数	63	67	78	74	65	49	33	21
		針葉樹	44	46	56	56	51	42	28	18
		広葉樹	19	20	22	18	15	8	5	4
	間 伐	総数	227	249	264	216	209	173	89	52
		針葉樹	159	174	176	177	143	104	69	39
		広葉樹	68	75	88	39	66	70	21	13
造林 面積	総数	417	433	284	237	203	176	121	111	
	人工造林	404	420	260	224	193	168	114	105	
	天然更新	13	13	24	13	10	8	7	6	
林道開設延長		9	7	7	6	6	6	6	6	



## 7 その他

### (1) 持続的伐採可能量

第1表 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：千m<sup>3</sup>

主伐（皆伐）上限量の目安（千m <sup>3</sup> ）
5.3

## 8 主伐時における伐採・搬出指針の制定

2 林整整第1157号

令和3年3月16日

### 主伐時における伐採・搬出指針

#### 1 目的

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進することが求められている。

一方で、前線や台風等に伴う豪雨が頻発し、山地災害が激甚化・多様化するようになってきており、山地の崩壊等の発生に対する住民の関心が高まっている状況にある。

このため、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮すべきである。

本指針は、これらを踏まえ、林業経営体等が主伐時における立木の伐採・搬出に当たって考慮すべき最低限の事項を示すものである。

#### 2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ以下に定めるところによる。

- (1) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう（森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する）。
- (2) 土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいう。

#### 3 伐採の方法及び区域の設定

- ① 持続的な林業の確立に向けて、立木の買付けや伐採の作業受託の際に、森林所有者に対して、再造林の必要性等を説明し、その実施に向けた意識の向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努める。
- ② 林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等については、森林所有

- 者等と話し合い、林地の保全及び生物多様性の保全に支障が生じないように、伐採の適否、択伐、分散伐採その他の伐採方法及び更新の方法を決定する。
- ③ 伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を超えて伐採（誤伐）しないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行う。
  - ④ 林地の保全及び生物多様性の保全のため、保残する箇所・樹木を森林所有者等と話し合い、必要に応じて溪流沿い、尾根筋での保護樹帯の設定、野生生物の営巣に重要な空洞木の保残等を行う。なお、これらの箇所に架線や集材路を通過させなければならない場合は、その影響範囲が最小限となるよう努める。
  - ⑤ 気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させる。

#### 4 集材路・土場の計画及び施工

##### (1) 林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設

- ① 図面及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、水の流れ及び湧水、土砂の崩落、地割れの有無等を十分に確認する。その上で、集材路・土場の作設によって土砂の流出・崩壊が発生しないよう、集材方法及び使用機械を選定し、必要最小限の集材路・土場の配置を計画する。
- ② 伐採・搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によることとする。
- ③ やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支える等の十分な対策を講じる。
- ④ 集材路・土場の作設開始後も土質や水の流れなど伐採現場の状態に注意を払い、集材路・土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるように、必要に応じて当該配置に係る計画の変更を行う。
- ⑤ 集材路の線形は、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせる。
- ⑥ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合は、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置する。
- ⑦ 集材路・土場の作設により露出した土壌が溪流へ流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路・土場は溪流から距離をおいて配置する。
- ⑧ 集材路は、沢筋を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。
- ⑨ 伐採現場の土質が溪流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路・土場の作設を可能な限り避ける。やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が溪流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置する。

- ⑩ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由することも検討する。このとき、集材路の作設に当たっては、当該隣接地の森林所有者等と調整等を行う。
- (2) 人家、道路、取水口周辺等での配慮
- ① 集材路・土場の作設時には、土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象（土砂、転石、伐倒木等の流出又は落下による被害を防止する対象となるものをいう。以下同じ。）の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象が下方にある場合は、その直上では集材路・土場を作設しない。
- ② 水道の取水口に濁水が流入しないよう、その周辺では集材路・土場の作設を避ける。
- (3) 生物多様性と景観への配慮
- ① 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生息・生育情報を知った場合には、必要に応じて線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。
- ② 集材路・土場の作設に当たっては、集落、道路等からの景観に配慮し、集材路・土場の密度、配置及び作設方法を調整する。
- (4) 切土・盛土
- ① 切土・盛土の量を抑えるために、集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとする。
- ② 切土高を極力低く抑えるとともに、盛土を行う場合には、しっかりと締め固め、補強が必要な場合には、丸太組み工法等を活用して盛土を安定化させる。
- ③ 残土が発生した場合には、残土が溪流に流出しないよう溪流沿いを避け、地盤の安定した箇所に小規模に分散して置く。また、流出のおそれがある場合は、丸太組み工法等を活用して対策を講じる。
- (5) 路面の保護と排水の処理
- ① 雨水が集中して路面の長い区間を流下し、又は滞水すると、路面の洗掘及び崩壊の原因となるため、地形を利用して上り坂と下り坂を切り替えるなどの路面の保護のための対策を講じる。
- ② 路面の排水は、可能な限り尾根部、常時水の流れている谷等の侵食されにくい箇所でこまめに行う。また、崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるため、路面から谷側斜面への排水を促しつつ、横断溝を設け、流末処理も行うとともに盛土箇所の手前で排水するなどの対策を講じる。
- (6) 溪流横断箇所の処理
- ① 溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、その維持管理を十分に行う。また、暗渠を用いる場合には、詰まりが生じないように十分な大きさのものを設置することとし、暗渠の呑口の土砂だめの容量を十分確保する。なお、洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。
- ② 洗い越しは、越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、流出のおそれがある場合は、

必要に応じて撤去する。

## 5 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

- ① 集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。
- ② 集材路・土場の路面のわだち掘れ、泥濘化、流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する。
- ③ 伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条・残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払う。
- ④ 伐採後の植栽作業を想定して伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図る。
- ⑤ 枝条等が雨水により溪流に流出することがないように対策を講じ、沢に近い場所への集積は避ける。
- ⑥ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みをするのを避ける。

## 6 事業実施後の整理

### (1) 枝条・残材の整理

- ① 枝条・残材は、木質バイオマス資材等への有効利用に努める。
- ② 枝条・残材を伐採現場に残す場合は、出水時に溪流に流れ出したり、雨水を滞水させたりすること等により林地崩壊を誘発することがないように、溪流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げない。また、林地の表土保護のために枝条の敷設による整理を行う等により、枝条・残材を置く場所を分散させ、杭を打つ等の対策を講じる。

### (2) 集材路・土場の整理

- ① 集材路・土場は、原則として植栽等により植生の回復を促すこととし、必要に応じて作設時に剥ぎ取った表土の埋戻し等を行う。また、路面水の流下状況等を踏まえ、溝切り等の排水処置を行う。
- ② 伐採・搬出に使用した資材・燃料等の確実な整理・撤去を行う。
- ③ 全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条・残材等の整理の状況を造林の権限を有する森林所有者等と確認し、必要な措置を行う。

## 7 その他

- ① 森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道を作設する場合は、集材路ではなく、「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け林整整第 656 号林野庁長官通知）に基づく森林作業道として作設する。
- ② 集材路・土場の作設に当たっては、森林法（昭和26年法律第 249 号）その

他の関係法令に基づく各種手続（許可、届出等）を確実に行う。なお、作業箇所が保安林である場合にあっては、同法に基づく保安林における作業許可に係る手続を行わなければならないこと、保安林以外の森林にあっては、集材路の幅員、総延長、土場の面積により、同法の林地開発許可に係る手続の対象となり得ることに留意する。

- ③ 林業経営体等は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組む。
- ④ この指針については、全国の事例を基に適宜見直しを行っていくものとする。